

国立研究開発法人国立環境研究所 令和 7 年度業務実績年度評価書（案）

令和 8 年 8 月 日
環 境 省

	目次	
1	評価の概要	1
2	総合評定	2
3	項目別評定総括表	5
	4 項目別評定調書	
第3	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	6
1.	環境研究に関する業務	6
(1)	重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	7
(2)	環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進	9
(3)	国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進	13
(4)	国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進	15
2.	環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	17
3.	気候変動適応に関する業務	20
	第4 業務運営の効率化に関する事項	
1.	業務改善の取組に関する事項	23
2.	業務の電子化に関する事項	24
第5	財務内容の改善に関する事項	26
	第6 その他の業務運営に関する重要事項	
1.	内部統制の推進	28
2.	人事の最適化	29
3.	情報セキュリティ対策の推進	30
4.	施設・設備の整備及び管理運用	31
5.	安全衛生管理の充実	32
6.	業務における環境配慮等	33
別紙	中長期目標・計画、令和7年度計画	35

1．評価対象に関する事項			
法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
評価対象事業年度	年度評価	令和 7 年度（第 5 期）	
	中長期目標期間	令和 3 ～ 7 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		環境大臣		
	法人所管部局	環境省大臣官房	担当課、責任者	総合政策課環境研究技術室 室長 谷貝 雄三
	評価点検部局	環境省大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室 室長 一井 里映

3．評価の実施に関する事項	
・令和 8 年 6 月 26 日（金） 国立環境研究所から主務省へ業務実績に関する報告を実施（オンライン）。 ・令和 8 年 7 月 14 日（火） 第 31 回環境省国立研究開発法人審議会にて、国立環境研究所理事長及び理事、監事等から当該研究所の業務実績に関する報告を聴取。その後、審議会委員から当該研究の実績を踏まえ意見を聴取。 ・令和 8 年 8 月 21 日（金） 第 32 回環境省国立研究開発法人審議会にて、第 31 回審議会での委員の意見等を踏まえ、作成した環境省評価書（案）について更に審議。	

4．その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	A	A	A	A
評定に至った理由	重要度を高く設定している業務を含む、「第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の全ての項目が【A】であることを総合的に勘案し、また全体の評定を引き下げる事象もないことから全体の評定を【A】とした。					

2. 法人全体に対する評価
以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について社会情勢を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされていると判断し、令和7年度の国立研究開発法人国立環境研究所の年度評価については、総合評定をAとする。 令和7年度は、第5期中長期目標・計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、研究活動全般において研究開発成果の最大化に向け、令和6年度に引き続き顕著な成果を上げている。また、研究から社会実装まで社会的課題の解決を念頭に置いた統合的な研究を強く意識した取組が進められていることが認められ、国内外で注目・活用される成果が上がっている。 「第3 1. 環境研究に関する業務」については、戦略的研究プログラムをはじめとして、先見的・先端的な基礎研究、政策対応研究、知的研究基盤整備を含む業務全般において、研究開発成果の最大化に向けた取組が展開されている。これらの業務は、適切な研究体制のもと中長期目標の達成に向けて着実に実施されており、顕著な成果の創出や環境政策への貢献等が認められるとともに、有識者による外部研究評価においても高い評価を得ている。 「第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」については、環境展望台によるわかりやすい情報提供や効果的な動画による情報発信などを通じ、効果的・継続的に国内外へ情報提供を行った点は高く評価できる。 「第3 3. 気候変動適応に関する業務」については、重要度・困難度が高く設定されている中、当初の目標を上回る成果を上げた。特に地域への知見の提供などの貢献は顕著であり、高く評価できる。 今日の多様で複雑な環境問題のもとにおいては、持続可能な経済社会の構築に向けた変革が必要であり、その実現に向けては脱炭素（ネットゼロ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）が達成される経済・社会への転換を統合的に実現していくことが必要である。国立環境研究所は、我が国の環境科学分野を牽引する役割を担っており、引き続き環境政策の決定に際し有効な科学的知見を創出・提供するとともに、政策の具体化・実施の場面においても科学的側面から強力なリーダーシップを発揮することが期待される。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」、「第5 財務内容の改善に関する事項」及び「第6 その他業務運営に関する重要事項」については、中長期計画、令和7年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、 B評定と評価した。 各項目別評定やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体としてA評定と評価した。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
・次期に向けて、得られた知見を具体的な政策立案や社会実装へ結びつけることで、環境行政や持続可能な社会構築への更なる貢献を期待する。 ・国民全体からビッグデータを得て、それを整理して共有するという観点が抜けているように感じるので、改善が必要。 ・環境情報の収集・提供について環境省関連以外への波及や国民から得たデータを整備して共有するという観点での業務の実施が望まれる。 ・「持続可能地域共創研究プログラム」のみが年度、また期間においても3点台のやや低い外部評価になっているのが気になるため、理由を検討し、改善をはかるべきではないか。 ・P23に「若手研究者の話題提供・自由討論」とあるが、若手研究者の範囲や参加者の属性・人数等がわかるとよい。 ・エコチル調査に関する事業での追跡率が落ちている点について、原因を解明し、今後に活かす必要性を感じる。

- ・エコチル事業も貴重な大規模データを有しているので、国際共同研究等にもさらに積極的に活かして欲しい。
- ・P55 のグローバル循環プロトコルに関しては、さまざまな関係者が関与していることから、具体的にどの部分で特筆すべき貢献があったかを明記されるとよい。
- ・P58 の共同研究契約件数、機関数でみると増加傾向は明らか。増加の理由は記載した方がよい。
- ・気候変動適応に関する業務のみが難易度が高く設定されている。この理由を明確にする必要があるのではないか。また、初期においては、地域の気候変動適応センターを立ち上げることの難しさを理解するが、現在もその点が継続されているということで良いのか。また、今後は、センターから提供された情報が、どのように地域の気候変動適応策に活かされているかを調べる必要性がある。

4. その他事項	
研究開発に関する審議会 の主な意見	(全体) ・全体として国際的なインパクトがある研究成果がかなり出ているのではないかという印象を受けた。指標となっている項目のうち前中長期と比べて数が減少している項目があるが、単純に減っているという事実以外に合理的な説明を付すことで評価としてマイナスに捉えないような説明の仕方があるのであれば、そのように記載すべきである。 ・大変素晴らしい成果がたくさん出ていて感銘を受けた。論文数などの定量的な評価だけでなく、社会実装に繋がる研究成果を上げたことに対する評価指標を設けるなど、今後、強くアピールしていく必要があると感じた。 ・評価に関しては、事務局のご提案通りで異論はない。中長期目標期間全体の実績を記載する際に、今中長期よりも前から継続的に実施してきた研究と、今中長期から始めた研究による成果を書き分ける必要がある。 ・国際的にとても評価の高い研究をしていると評価する。 (第3 1. 環境研究に関する業務) (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ・大気中メタン濃度の急増の原因がアジア低緯度域の湿地、水田等からの微生物活動が主原因と示唆する研究結果や、提案した大規模オーバーシュートモデルが IPCC 第7次評価報告書に採択されるなど、国際的な規模で大きな成果を上げている。また、自治体及び圏域スケールでのカーボンニュートラル支援では、具体的なビジネスモデルを提案し、産業界を含めたコンソーシアムを立ち上げて社会実装を進めるなど、基礎研究のみにとどまらない成果も上げている。これらの実績を高く評価する。 ・一部の成果はSに該当するものも含まれると考えるが、総合的な評価としてA評価を支持する。 ・GHG 推計のようにグローバルにインパクトのある研究成果と共に、多様な種類がある PFAS について PFBA の影響を検証するなど、各プログラムについて着実な研究成果が認められる。 (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 ・幅広い研究分野の基礎的な調査研究を着実に進め、先導的な研究、政策対応研究、基盤的知見の蓄積のいずれの分野においても高い水準の成果を挙げており評価できる。年度および期間評価としてA評価を支持する。 ・基礎研究から政策対応研究、知的研究基盤整備まで着実な研究成果をあげている。特に知的研究基盤整備は、国立環境研究所が担う役割として重要であり、国内外への貢献も大きい。 (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 ・複数の GOSAT 衛星システムの能力を最大限に生かし、信頼性が高く注目度も大きな研究を進めていることを高く評価する。また、参加率の低下などいくつかの課題を抱えつつもそれを克服する努力を重ねながら世界に類を見ないエコチル調査を継続的に進めている点も高く評価する。年度および期間評価としてA評価を支持する。 ・いずれのプロジェクトも優れた研究成果をあげている。特に衛星観測に関する事業においては、国際的にも関心が高く、今後の地球規模の環境課題の観測においてさらなる貢献が期待される。 ・エコチル調査の長期継続とその分析結果が PFAS の影響評価を含め、人の安全に資する多様な成果を生み出しており、日本のユニークな研究成果として高く評価できる。 (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ・関連する研究機関等との連携を引き続き精力的に継続するとともに、環境研究の中核的機関として国際的なプレゼンスも高めており、評価できる。年度および期間評価としてA評価を支持する。 ・災害・事故時の環境リスク管理に資する人材育成の取り組み、大変すばらしいです。地方環境研究所等とも密に連携し、ニーズに沿った研修などを着実にっており、すそ野の広い人材育成に貢献していることが評価できる。 (第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務) ・情報収集と発信は着実になされており、イトウの動画再生回数からも、国民向けには、動画等を使って発信することの重要性を感じた。

	・制作した動画が、科学技術映像祭 内閣総理大臣賞を受賞したことを高く評価する。また、環境展望台やホームページ、SNS 等により、高い頻度で情報更新を行い、積極的に研究成果の発信や啓蒙活動を行っており高く評価する。環境研究の中核機関として、環境情報の収集・整理・発信を継続的かつ精力的に行っており高く評価する。評価として、年度及び期間評価として A 評価を支持する。 ・研究成果や環境情報の発信にも様々な工夫が行われており、制作した皆様の熱い思いが伝わる。小学生も含め若い世代・幅広い分野に広めていただきたい。 (第3 3. 気候変動適応に関する業務) ・2018 年に設立した気候変動適応センターを中心に、情報の収集・整理・分析、都道府県又は市町村、地域気候変動適応センター (LCCAC) に対する技術的援助、他の国研との連携等を精力的に推進しており高く評価する。年度および期間評価として A 評価を支持する。 (第4 業務運営の効率化に関する事項) ・経費、人件費、調達の各分野での業務改善を着実に進めており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。なお、例えば 2022 年度に設置した広報室や産学連携コーディネータ・外部資金室の設置などの組織改善が年度および期間評価にどのように結びついたのかについても分析を行い、評価・改善を行う活動についての報告もあるとよいのではない。 ・2022 年度に設置した PMO を中心に業務改善を着実に進めており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・物価高の中、電気料金の 10%以上の削減は、気候変動対策の観点からも評価できる。 ・Web 会議音声強化等によりオンライン会議の運用が改善され、安定的な活用が確保されていることは評価できる。 (第5 財務内容の改善に関する事項) ・バランスの取れた収入の確保、保有財産の処分等を通じた財務内容の改善を継続的に進めており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・競争的外部資金・受託収入も増加傾向にあり、評価すべき。 (第6 その他業務運営に関する重要事項) ・規律ある組織運営に向けた努力を継続的に実施しており高く評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・複数の人事施策を用いて、優れた人材の確保に引き続き努力しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・情報セキュリティに関する所員教育、システムの改善などを継続的かつ精力的に実施しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・適正かつ合理的な施設・設備運営の努力を継続しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・所員の健康・安全に関する業務を適切に遂行しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・高ストレス者に対する面接指導等が適切に行われていると認められる。 ・環境に配慮した業務運営に向けた努力を継続的に行っており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・フードバンクへの食品提供等、新たな取り組みがなされたことは評価できる。
監事の主な意見	中長期計画目標の達成に向けた研究業務は適切に実施されており、国環研ならではの研究成果も数多く生み出し、国際的にも高い社会価値を創成しているというふうに認識している。また、情報発信や国内外との研究機関の連携につきましても積極的に取り組まれているものと認識している。一方で、創出された研究成果や分析解析の研究成果をどのように次の活動、さらには政策提言を含めた社会実装へと結びつけていくことがますます重要になる。

様式 2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表

中長期目標（中長期計画）		年度評価					項目別調書No.	備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）								
第2 中長期目標の期間								
第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項								
1. 環境研究に関する業務		A	A	A	A	A	1	
（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進		A	A	A	A	A	1	
（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進		A○	A○	A○	A○	A○	1	
（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進		A	A	A	A	A	1	
（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進		A	A	A	A	A	1	
2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務		A	A	B	A	A	2	
3. 気候変動適応に関する業務		<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	3	

中長期目標（中長期計画）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
第 4 業務運営の効率化に関する事項								
	1. 業務改善の取組に関する 事項	B	B	B	B	B	4	
	2. 業務の電子化に関する事 項	B	B	B	B	B	4	
第 5 財務内容の改善に関する事項		B	B	B	B	B	5	
第 6 その他の業務運営に関する重要事項								
1. 内部統制の推進		B	B	B	B	B	6	
2. 人事の最適化		B	B	B	B	B	6	
3. 情報セキュリティ対策等 の推進		B	B	B	B	B	6	
4. 施設・設備の整備及び管 理運用		B	B	B	B	B	6	
5. 安全衛生管理の充実		A	B	B	B	B	6	
6. 業務における環境配慮等		B	B	B	B	B	6	

※ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
「項目別調書 No.」欄には、令和7年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 1	第3 1. 環境研究に関する業務（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進、（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進、（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進、（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1項
当該項目の重要度、困難度	（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進【重要度：高】	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシートID：003537

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	外部評価における評価	基準値等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	—	4.16	4.08	4.12	4.20	4.29	予算額（千円）	15,676,930	15,437,801	15,300,341	15,894,179	15,868,756
	（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進	—	4.77	4.47	4.33	4.33	4.33	決算額（千円）	14,142,467	15,605,458	16,001,546	16,554,608	20,130,968
	（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進	—	4.46	4.27	4.12	4.23	4.33	経常費用（千円）	18,459,375	18,070,232	19,161,017	19,894,044	23,362,950
	（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 外部機関との共著率 国内（国際）	—	95.0(50.5)	92.2(51.2)	89.6(49.8)	88.9(49.2)	92.5(52.9)	経常利益（千円）	17,774,278	18,524,672	19,252,355	20,116,061	24,988,196
	（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外）	—	45	41	46	54	63	行政コスト（千円）	19,094,270	18,658,204	19,737,741	20,508,328	24,215,567
								従事人員数	224	225	222	216	218

※ モニタリング指標については、国立環境研究所が作成した「令和7年度 業務実績等報告書」を参照。以下全ての項目別評価調書で同じ。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中長期目標、中長期計画、年度計画は別紙参照					
	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価	
		主な業務実績等	自己評価		
	第3 1.（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	第3 1.（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	○研究プログラム全体を通して、重要性、緊急性の高い研究を重点的に推進し年度計画に沿った成果を上げることができた。	評価	A
	○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか 【評価指標】 ・具体的な研究開発成果 ・課題に対する取組の進捗・貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評価点 等	○気候変動・大気質研究プログラム（外部評価 4.47） ・CO2 に次ぐ温室効果ガスである CH4 が、2020-2022 年にかけて急増したことを、大気中 CH4 濃度の時空間変動特性を国環研の地上・船舶・航空機・衛星観測データから明らかにし、逆解析モデルにより地域別の寄与や季節変動の特徴を解析した結果、アジア低緯度域の湿地、水田、廃棄物処理場等からの微生物活動が主な原因であることが示唆された。 ○物質フロー革新プログラム（外部評価 4.36） ・脱炭素アクションの選択に関するカーボンフットプリント(CF)可視化アプリ（延べ利用者 6 万人）を開発し、蓄積された 7,000 件以上の利用者データ分析を行った。結果として、「ライフスタイル転換熱心層」など 7 つの特徴的な利用者セグメントが特定され、年代・性別・関心分野などのターゲットに合わせた CF 情報提供の有効性が示された。自発的宣言による全ての脱炭素アクションが仮に実現しても、2030 年目標以下のフットプリントに収まる利用者は住居で 31%、移動で 18%、製品・サービスで 7.3%に留まることが解明され、目標達成に向けた脱炭素行動を支援する供給側システムの転換と需要側の政策介入の必要性が示唆された。 ○包括環境リスク研究プログラム（外部評価 4.23） ・PFAS の一種であるヘプタフルオロ酪酸 (PFBA) のマウスへの曝露による自発的な探索行動や不安様行動を評価するための行動試験を行った。中央部分に滞在する時間（不安が低い状態）や壁に沿って行動する時間（不安が高い状態）を測定したところ、マウスの中央部分に滞在する時間が低下し、PFBA 曝露により不安様行動が誘発されることが明らかとなった。その機序には、前頭前野におけるドーパミン受容体やセロトニン受容体、神経栄養因子の遺伝子発現変動が関与している可能性も示唆された。 ○自然共生研究プログラム（外部評価 4.46） ・本プロジェクトにおけるシカやイノシシから得た知見を活用し、クマ類の標識再捕獲に加えて、カメラトラップデータを用いた個体密度推定手法を開発し、景観の移動可能性（透過性）を考慮した定	○CO2 に次ぐ温室効果ガスである CH4 が近年急増していることは気候変動対策において大きな懸念となっており、アジア太平洋地域における発生源を明らかにしたことは、科学・政策の両面において意義が大きいと考えている。 ○本 PG における脱炭素ライフスタイルの効果算定に関する研究成果を社会実装した本アプリの延べ利用者は 6 万人(うち 7,000 人超のデータを分析)を超え、行政やメディアからの社会的注目も高かった。その蓄積データを分析した本研究は国環研ならではの超学際的な取り組みである。脱炭素アクションの選択に関する網羅的な分析を踏まえて、脱炭素目標との乖離を指摘した他、本研究は今後の脱炭素に関する需要側の取り組みにおける包括的な課題を示唆するものである。 ○PFBA 曝露はアレルギー病態の増悪に加え、不安様行動の誘発といった脳神経系への影響も引き起こす可能性を見出した。この影響は図に示すように、アレルギーの有無にかかわらず顕著に検出された。PFBA は比較的生体への蓄積性が低い PFAS であるが、継続的な低用量曝露で、有害影響が現れる可能性を実験的に示すことができた。これは、PFAS の健康影響評価研究を今後発展させる上で、有用な知見である。 ○クマ類は第 5 期中長期目標期間に新たに発生した問題であったが、本プロジェクトにおけるシカやイノシシの知見を活用して迅速かつ適切に対応し、政策にも貢献する重要な成果	第3 1.（1）評価：A ＜評価に至った理由＞ 外部評価による評価点が 4 を超えており、大気中 CH4 濃度の時空間変動特性解析、脱炭素アクションに対する市民の選択確率、マウスによる PFAS 曝露研究、クマの個体数推定方法の開発、IPCC 第 7 次評価報告書への貢献、LCCN の社会実装に関する研究、木質バイオマス化発電におけるリンカ抑制など、顕著な研究成果を挙げており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・論文数などの定量的な評価だけでなく、社会実装に繋がる研究成果を上げたことに対する評価指標を設けるなど、今後、強くアピールしていく必要があると感じた。 ・「持続可能地域共創研究プログラム」のみが年度、また期間においても 3 点台のやや低い外部評価になっているのが気になるため、理由を検討し、改善をはかるべきではないか。 ・大気中メタン濃度の急増の原因がアジア低緯度域の湿地、水田等からの微生物活動が主原因と示唆する研究結果や、提案した大規模オーバーシュートモデルが IPCC 第 7 次評価報告書に採択されるなど、国際的な規模で大きな成果を上げている。また、自治体及び圏域スケールでのカーボンニュートラル支援では、具体的なビジネスモデルを提案し、産業界を含めたコンソーシアムを立ち上げて社会実装を進めるなど、基礎研究のみにとどまらない成果も上げている。これらの実績を高く評価する。 ・一部の成果は S に該当するものも含まれると考えるが、総合的な評価として A 評価を支持する。 ・「若手研究者の話題提供・自由討論」とあるが、若手研究者の範囲や参加者の属性・人数等がわかるとよい。 ・GHG 推計のようにグローバルにインパクトのある研究成果と共に、多様な種類がある PFAS について PFBA の影響を検証	

	着範囲（ホームレンジ）の推定を統合することにより、地方公共団体のクマの個体数管理への活用が可能となった。また、本結果は令和 7 年 11 月 14 日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議で決定した「クマ被害対策パッケージ」における全国クマ個体数推定に活用された。 ○脱炭素・持続社会研究プログラム（外部評価 4.57） ・ IPCC 第 7 次報告書に向けた国際シナリオ比較に参画し、7 つの統合評価モデルで、気候オーバーシュートの規模や削減速度の差異等を考慮した複数の排出・土地利用経路を定量化した。大きな気候オーバーシュート後に 1.5℃へ復帰するシナリオを提示し、また他の 6 シナリオの不確実性分析に貢献した。1.5 度目標達成には、二酸化炭素除去（植林、DACCS（Direct Air Carbon Dioxide Capture and Storage）等）による残存温室効果ガス排出の相殺が不可欠であり、状況により土地利用や貯留制約に影響を与えることを明らかにした ○持続可能地域共創研究プログラム（外部評価 3.92） ・ LCCN（Life Cycle Carbon Neutral）の国内外での社会実装を進めるため、水素価格が高額な状況では CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization）の実施は難しいが、まずコンビナートに廃棄物を集約して蒸気供給から始め（第 1 フェイズ）、水素の供給体制の確立と低価格化が進むにつれて、徐々に CCU の実施割合を増やすことを関係者に提案した。国内の一般廃棄物全体のポテンシャルとしては、第 1 フェイズだけでも、焼却・発電に比べて 2,000 万 t-CO2/年の追加的な削減が見込め、2,500 億円/年程度の経費の節約にも繋がり得る。この有効性に対して、インドやインドネシアでも LCCN Ready（蒸気供給）の事業化について期待する意見も寄せられた。 ○災害環境研究プログラム（外部評価 4.07） ・ 木質バイオマスガス化発電における炉内熔融固化物（クリンカ）抑制を目的に、スギの各部位混合の影響を系統的に解析した。木部への樹皮混合でカルシウム(Ca)/カリウム(K)比が上昇し、K-Ca 炭酸塩の相平衡解析から、ガス化温度では安定生成物が形成され、熔融しないことを明らかにした。本成果は、福島県におけるガス化炉の安全安定な運転と未利用樹皮（バーク）の新たな活用戦略の構築に資する。	を発出できた。 ○1.5 度目標の達成に向けてオーバーシュートが必要となっている状況で、国際共同研究を通じて様々な課題や影響を明らかにすることができたと考えている。 ○いろいろな手法を用いて、各地域の実情に合わせた脱炭素推進及び CO2 削減の取り組みを支援することができ、日本国内の各地方公共団体における緩和策に貢献できた。 ○当初の研究計画に基づき、樹皮混合条件の評価を着実に実施した。それにより、ガス化炉運転の安定化に資する条件を提示するに至った。本成果により、福島県における未利用資源の有効利用の促進と、地域分散型エネルギーシステムの持続性向上が期待できる。	するなど、各プログラムについて着実な研究成果が認められる。
--	--	---	--------------------------------------

第3 1.(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 (ア)先見的・先端的な基礎研究 ○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きい 【評価指標】 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 (イ)政策対応研究 ○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか ○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか 【評価指標】 ・環境政策への貢献状況 ・事業的取組の実施状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 (ウ)知的研究基盤の整備 ○知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか ○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか 【評価指標】 ・事業的取組の実施状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 ・実施内容の学術的水準・規模 ・実施内容の希少性 等	第3 1.(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 ア)先見的・先端的な基礎研究（外部評価 4.40） ・大気モデルによる地表オゾン濃度の発生源感度の評価や、廃棄物の蒸気利用ネットワーク構築による二酸化炭素排出削減効果の評価、水上ドローンと AI を用いた水草の自動抽出手法の開発、グローバル・サウスを対象とした鉄鋼材の物質フローの解明など、社会的にも関心の高い環境問題への対応に向けた先見的・先端的な学術基礎研究、創発的・独創的な萌芽的研究の両面で成果を得た。 ・以下は個別の研究成果のうち、特筆すべきもの 【地域環境保全分野】 ・独自に構築した長期排出インベントリを入力とした大気モデルを用い、日本国内の地表オゾン濃度の発生源感度（原因物質の排出量の変化に対する濃度変化）を評価した。地表オゾンの短期高濃度は、中国からの越境輸送の他、日本国内の人為・自然発生源の影響を受けており、これらの発生源への対策による一定程度の濃度低減が見込まれたが、長期平均濃度については、アジア外からの輸送とバックグラウンドメタン反応の影響を強く受けているという結果が得られた。国内発生源への対策では地表オゾンの長期平均濃度を大きく低減させるのは難しく、世界各国が協調して全球規模でバックグラウンドオゾンを低減させる重要性が示唆された。これらの結果を環境省が策定した「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」にも反映させ、環境省において見直しが行われた光化学オキシダント（主にオゾン）の環境基準（短期と長期）の達成に向けた方向性を明らかにすることができた。 【社会システム分野】 ・CO2 排出量削減を目的に、リサイクル困難な廃棄物をコンビナート等での熱源として有効活用するため調査を行い、超広域化を含む廃棄物処理・リサイクルの計画策定の検討材料を提供。 【環境リスク・健康分野】 ・マウス筋芽細胞株において、無機ヒ素曝露による筋分化抑制の機序について検討した結果、これまで知られていなかった、細胞分化に関わる DNA メチル基転移酵素が、細胞の形態学的な変化がおこる前の段階から発現が変化していることを明らかにした。 等 (イ)政策対応研究（外部評価 4.20） ・有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびペルフルオロオクタン酸（PFOA）の土壌への収脱着性の評価や、高分解能質量分析計を用いた水質事故	○8 つの研究分野および 1 つの業務各々について、令和 7 年度研究計画に沿った成果を着実に上げるとともに、各分野の研究において、当初の想定を上回る顕著な成果をあげることができた。 ○環境省において見直しが行われた光化学オキシダント（主にオゾン）の環境基準（短期と長期）の達成に向けた方向性を明らかにすることができ、環境省が策定した「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」にも反映させることができた。 ○全国規模での廃棄物の蒸気利用ネットワークの構築について、CO2 排出削減と費用の 2 つの観点での最適化の分析を実施し、超広域化を含む廃棄物処理・リサイクルの計画策定の検討材料を提供することができた。 ○無機ヒ素曝露による筋肉の分化抑制メカニズムに、これまで知られていなかった DNA メチル基転移酵素の変化が関連する可能性を明らかにした。本遺伝子は、今後の予防法、治療法確立のためのターゲット分子として期待される。 ○計画に沿って、事業的取組を実施し、環境政策へと貢献する成果が得られた。	第3 1.(2) 評定：A ＜評定に至った理由＞ 重要度が「高」に設定されている中、外部評価による評点が 4 を超えており、先進的・先端的な基礎研究、政策対応研究及び知的研究基盤整備のそれぞれにおいて顕著な研究成果を上げるなど着実に進展しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・幅広い研究分野の基礎的な調査研究を着実に進め、先導的な研究、政策対応研究、基盤的知見の蓄積のいずれの分野においても高い水準の成果を挙げており評価できる。年度および期間評価として A 評価を支持する。 ・基礎研究から政策対応研究、知的研究基盤整備まで着実な研究成果をあげている。特に知的研究基盤整備は、国立環境研究所が担う役割として重要であり、国内外への貢献も大きい。
--	--	--	--

	の原因物質の特定、新規の残留性有機汚染物質（POPs）であるベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤（UV-328）の水質および底質の分析法の確立といった、環境研究・環境技術開発の推進戦略に対応した政策上重要な課題における成果を得た。 ・以下は個別の研究成果のうち、特筆すべきもの 【資源循環分野】 ・有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の土壌への収脱着性を把握するため、有機物と鉄・アルミニウム酸化物をそれぞれ化学的に除去した土壌を用いて、両物質の収着・脱着における有機物及び鉄・アルミニウム酸化物の寄与を評価した。 PFOS 及び PFOA とも、有機物への収脱着が主であるが、PFOA は有機物とともに非晶質鉄・アルミニウム酸化物の寄与も相対的に大きいことを明らかにした。 有機物の寄与は PFOS の方が PFOA よりも大きい一方、鉄・アルミニウム酸化物の寄与は PFOS よりも PFOA の方が大きいことが明らかとなった。これにより汚染土壌・地下水中の PFAS の挙動の把握や効果的な洗浄・浄化対策への活用が期待できる。 【環境リスク・健康分野】 ・令和 7 年 3 月に大阪府池田市の水路で、青色着色水が確認され下流の浄水場では 4 時間半にわたり取水を停止した。そこで、液体クロマトグラフ高分解能質量分析計（HRMS）を用いて原因物質を、食品添加物であるブリリアントブルーFCF（青色 1 号）と特定した。このことで水質事故への迅速な対応に貢献できた。 【基盤計測業務】 ・ストックホルム条約第 11 回締約国会議にて附属書 A への追加決定がされ、分析手法の確立が課題であった新規残留性有機汚染物質（POPs）であるベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤（UV-328）について、既存の POPs 一斉分析法をベースに水質と底質の分析法を確立した。 等 （ウ）知的研究基盤の整備（外部評価 4.47） ・高頻度観測データを利用した気候変動によるワカサギ生育環境への影響検証や、波照間・落石岬における温室効果ガスの定常観測による二酸化炭素濃度増加率の把握、送粉昆虫等の生物調査と国際的プロジェクトを通じたデータ公開、再生可能エネルギーポテンシャ	○汚染土壌・地下水中の PFAS の挙動の把握や、効果的な洗浄・浄化対策への活用が期待できる成果が得られた。 ○水質事故時の試料中の未知物質を同定し、濃度を定量し、負荷量を推定した。今回は、比較的少量であり、排出源の特定には至らなかったが、得られた一連の結果は、環境省、試料提供を受けた池田市上下水道部に提供し、池田市上下水道部を通じて国土交通省近畿地方整備局にも提供された。食品添加物で使われる物質と同定され、地域の安全確保に関する知見を得ることができた。水道水源での水質事故の種類や発生原因は様々だが、今後も関係機関の方々との連携を一層強め、水質事故への迅速な対応に貢献できればと考えている。 ○これまで課題となっていた UV-328 の低回収率の要因について検証を進め、既存分析法に適切な前処理を導入することで安定した回収率が得られる POPs 一斉分析法が確立できた。 ○令和 7 年度研究計画に沿って着実に整備を推進することができた。	
--	---	--	--

	ル推定のための土地適合性制約に関する空間データセットの整備等、継続的かつ安定的な基盤整備を実施した。 ・以下は個別の研究成果のうち、特筆すべきもの 【生物多様性分野】 ・霞ヶ浦でのワカサギの記録的な不漁の一因として、気候変動による夏季の水温の増加と底層溶存酸素（DO）の低下が挙げられている。霞ヶ浦における高頻度観測データを利用して、検証を行った結果、令和 5 年以降は測定期間のおよそ半分が生育に適していない条件となっていたことが判明。さらに水溫および溶存酸素濃度の鉛直分布モデルを作成した結果、ワカサギが生息可能な水深幅がゼロとなる時間が検出され、そのデータは、茨城県「北浦不漁対策検討委員会」及び環境省「霞ヶ浦における底層溶存酸素量類型指定検討会」でも活用された。 【地球システム分野】 ・波照間および落石岬の地球環境モニタリングステーションにおいて、温室効果ガスならびに関連ガスの定常観測を実施。波照間、落石岬の CO2 濃度の増加率は令和 6 年も過去数年に比べて高く、世界気象機関（WMO）が発表した CO2 濃度世界平均値の年上昇幅が過去最高であることと整合していることが確認された。また、CH4 濃度増加率は令和 5 年以降には 10ppb yr⁻¹ 以下まで減少したが、令和 6 年以降再び増加率が上昇している可能性が指摘された。世界的に温室効果ガスの観測活動が縮小される懸念もある中、継続的な観測とデータの迅速な公表は価値がある。 【災害環境分野】 ・生物調査を継続し、送粉昆虫に関して避難指示区域で劇的に少ないということはないこと、避難指示が解除された地域で捕獲数が多い傾向がある分類群もいる、という基礎情報を得た。地域レベルと国レベルの野生動物の動態を比較しながら、避難指示区域において有効な野生動物管理が実施できているか等を検証できるといった波及効果が見込まれる。 【社会システム分野】 ・再生可能エネルギー、特に太陽光発電や風力発電のエネルギー資源の利用可能量（エネルギーポテンシャル）を推定するための基礎	○高頻度観測から得られたデータは、茨城県「北浦不漁対策検討委員会」、環境省「霞ヶ浦における底層溶存酸素量類型指定検討会」でも活用された。モニタリングの高頻度化により、ワカサギなどの温度変化などに影響を受けやすい魚類について生息可能範囲が定量できるようになるなど成果の社会実装が可能となった。 ○CO2 と、それに次ぐ温室効果ガスである CH4 の長期変化と経年変化を正確に捉えていることは、科学・政策の両面において意義が大きいと考えている。世界的に、温室効果ガスの観測活動が縮小される懸念もあり、国環研が継続して観測を実施し、データを迅速に公表していることの価値は高い。 ○当初計画通り十分な取組が行われ、継続的に調査の結果、避難指示区域で送粉昆虫が劇的に少ないわけではないということ、また、避難指示解除区域ではハナムグリ等一部の送粉者が増えている可能性もあることを示唆する成果が得られた。このことは、避難指示区域や旧避難指示区域において送粉者による生態系サービスがある程度期待できることを示しており、営農再開や自然再生の後押しになるといった波及効果が期待できる。また、他地域と比較可能な形でイノシシ類等の相対的な密度を可視化する取組の継続により、地域レベルと国レベルの野生動物の動態を比較しながら、避難指示区域において有効な野生動物管理が実施できているか等を検証できるといった波及効果が見込まれる。 ○再エネポテンシャルの推計に際しての土地適合性制約の考慮の高度化は、実現可能性の評価や生態系保全との統合的な評価の基礎となるものであり、政策・対策の検討支援の観点で	
--	--	---	--

		とできる土地利用と再生可能エネルギー導入の適合性制約に関する空間的なデータセットを整備した。 等	有用な知見を創出できた。	
--	--	--	--------------	--

第3 1.(3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 ○計画に沿って主導的に実施されているか 【評価指標】 ・実施の状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 【モニタリング指標】 ・プロダクト配布システム登録ユーザー数 ・プロダクト等の配布件数 ・追跡率（現参加者／出生数） 等	第3 1.(3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 【衛星観測事業】(外部評価 4.44 第4期中長期目標期間の平均値4.31) ・GOSAT データを用いて二酸化炭素の全大気平均濃度の年増加量が平成 23 年以降で最大となったことを明らかにし、報道発表を行った。また、GOSAT および GOSAT-2 データを用いたメタン排出量の推定や、小型フーリエ変換分光計ネットワークによるデータ検証の国際共同研究等を進めた。 ・プロダクト配布システム登録ユーザー数 GOSAT : 1,664 (第4期中長期目標期間の平均値 1,535) GOSAT-2 : 657 (第4期中長期目標期間の平均値 586) ・プロダクト等の配布件数 GOSAT : 32,637 (第4期中長期目標期間の平均値 28,764) GOSAT-2 : 299,709 (第4期中長期目標期間の平均値 172,417) ・以下は主要な事例 ・GOSAT-GW による観測開始が国内外の注目を集めた。 ・地球大気全体の平均的な濃度に相当する「GOSAT 全大気平均濃度」に関し、CO2 の全大気平均濃度の令和 5 年から令和 6 年にかけての年増加量が平成 23 年以降の 14 年間で最大の 3.5ppm/年になったと令和 7 年 2 月に報道発表を行った。これに対し多くの反響（複数の全国紙、全国テレビ局、多数の地方紙など）があった。年増加量が過去 14 年間で最大となった理由としては、令和 5 年から令和 6 年にかけて発生していたエルニーニョ現象に起因する高温や干ばつ、森林火災による CO2 排出量の増加・陸域植生の面積や光合成量の減少、人為起源 CO2 排出量の増加の影響などが考えられ、現在、GOSAT データを利用したインバースモデル解析による CO2 濃度の年増加率の上昇に寄与した地域や時期などの分析の準備を進めている。なお、メタンについても令和 3 年に年増加量の極大が観測されたが、この論文にも GOSAT データを活用している。 ・全球メタンの排出セクター別吸収排出量推定を 2019～2022 年の GOSAT および GOSAT-2 データを用いて行なったところ、両衛星の差は全球セクター別排出量については最大 5%、国別人為起源排出量については最大 13%程度であることが明らかになった。 【エコチル調査事業】(外部評価 4.19 第4期中長期目標期間の平均値4.15) ・有機フッ素化合物 (PFAS) 等の化学物質と小児の健康に関する先進的なエビデンスを創出するとともに、PFAS に係る水質基準に関	○GOSAT および GOSAT-2 のプロダクト配布は概ね前年度どおりであったが、令和 6 年の CO2 濃度の年増加量について GOSAT データを用いて WMO に先駆けて発表したこと、および令和 7 年 6 月に打上げられた GOSAT-GW のデータ処理システムを本年度下期に稼働させ、一部のユーザーへのデータ提供を開始したことは特筆すべき成果である。また国連会議におけるサイドイベント実施など国際的プレゼンスを高める活動を昨年度に引き続き実施したことも重要である。 ○設計寿命を既に 10 年以上超過している 1 号機の退役を想定して 2 号機との整合性評価をメタンの吸収排出量について行ったことは、メタン排出監視に関する社会的要請に応える重要な成果である。 ○計画の通り、調査の中心機関として全国のユニットセンターの統括管理を適切に行うことができた。また、これにより、着実にデータや試料の収集を行い、事業を進めることができ	第3 1.(3) 評定：A ＜評定に至った理由＞ 外部評価による評点が4を超えており、GOSAT データを活用した研究が進展、令和 7 年度には GOSAT-GW の打ち上げに成功するとともに、メディア等で注目を集めた。エコチル調査については、PFAS と染色体異常に関する研究の成果が、内閣府食品安全委員会の評価書に国内のエビデンスとして提供されるなど着実に進展しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・エコチル調査の参加率が減っていく中で、参加者数維持のために有効な手段について回答者とのコミュニケーションを通じて見極める必要がある。 ・エコチル調査に関する事業での追跡率が落ちている点について、原因を解明し、今後に活かす必要性を感じる。 ・複数の GOSAT 衛星システムの能力を最大限に生かし、信頼性が高く注目度も大きな研究を進めていることを高く評価する。また、参加率の低下などいくつかの課題を抱えつつもそれを克服する努力を重ねながら世界に類を見ないエコチル調査を継続的に進めている点も高く評価する。年度および期間評価としてA評価を支持する。 ・エコチル事業も貴重な大規模データを有しているので、国際共同研究等にもさらに積極的に活かして欲しい。 ・エコチル調査の長期継続とその分析結果が PFAS の影響評価を含め、人の安全に資する多様な成果を生み出しており、日本のユニークな研究成果として高く評価できる。
---	--	---	---

	する環境省令の一部改正時に内閣府食品安全委員会の評価書へ国内エビデンスを提供するなど、社会貢献を果たした。 ・ 追跡率（現参加者／出生数） 91.3 （第 4 期中長期目標期間の平均値 92.5） ・（外部評価委員からの意見）貴重なコホート研究を継続できており、40 歳までの調査期間延長や、高い参加継続率を維持するための丁寧な事業設計、多数の研究成果等の観点で評価された。今後については、継続的な研究体制の維持・構築、参画研究者以外のデータの活用、PFAS の化学形態を踏まえた影響解釈の深化、国際連携等の観点などに対し期待する意見が寄せられた。 ・ 以下は主要な事例 ・ 化学物質と小児の健康をテーマとして大規模な出生コホート研究によるエビデンスは国際的にも少ない中で、エコチル調査は先進的にエビデンスを提供している。特に、有機フッ素化合物（PFAS）に関する学術論文については、令和 5 年度以降 8 編となった。令和 7 年度においても 4 編の英文原著論文の発表をしており、それらの成果の一部は、PFAS に係る水質基準に関する環境省令の一部改正（令和 7 年 6 月 30 日）時に参照された内閣府食品安全委員会の評価書（有機フッ素化合物（PFAS））（令和 6 年 6 月）に国内のエビデンスを提供した。	た。 ○近年、特に社会的課題となっている PFAS による環境汚染について、日本国内における疫学調査のエビデンスが少ない中で、その健康影響に関するエビデンスを創出し、その一部が食品安全委員会の評価書でも参照され PFAS に係る水質基準に関する環境省令の一部改正に貢献できたことや、プレスリリース等による成果の社会への発信を行ったことなど、社会貢献に寄与したものとする。	
--	---	---	--

第3 1. (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ○中核的研究機関としての役割を發揮しているか ○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか ○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか 【評価指標】 ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況 ・外部機関との共著率（国内・国際） ・国際機関等の活動への参加・協力 ・学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国際） ・学会等における活動状況（国内・国際） ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況 ・キャパシティビルディングの場の提供状況 ・成果の集積、情報基盤の構築状況 ・環境政策への主な貢献事例の状況 ・データベース・保存試料等の提供状況 ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等 【モニタリング指標】 ・（一人あたり）誌上・口頭発表件数 ・共同研究契約数 ・共同研究の機関数 ・協力協定数（国内・国際） ・地方環境研究所等との共同研究数 ・大学との交流協定数 ・大学の非常勤講師等委嘱数 ・客員研究員等の受入数 ・二国間協定等の枠組みの下での共同研究数	第3 1. (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ・環境研究の中核的研究機関として、国立研究開発法人、大学、地方環境研究所を含む地方公共団体、民間企業等と共同研究・協力協定を締結し、共同研究を進める等、今中長期計画から新設された連携推進部が中心となって、様々な主体との連携・協働を適切に進めた。 ・持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable Development: WBCSD）の技術ワーキンググループに参画し、令和7年11月に公表されたグローバル循環プロトコルの策定に貢献した。 ・国内外の研究機関との放射性物質の環境動態、環境影響評価研究を実施し、研究者コミュニティを融合・拡大した世界最高峰の研究・教育拠点を創成に貢献。 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。）第34条の6第1項の規定による出資等の仕組みを活用し、研究所で創出された鳥インフルエンザの高病原性の判定に係る成果を活用するための国環研ベンチャーの第1号を支援した。 ・一機関との間で実施される共同研究（Ⅰ型）を7課題、多機関が参画して行う比較的規模の大きい共同研究（Ⅱ型）を11課題（延べ232機関が参加）実施。Ⅱ型について第4期平均と令和6年度を比べると、課題数（9→11）、延べ機関数（158→232）、ともに増加している。 ・滋賀県版 SDGs である Mother Lake Goals のゴールとして設定されている「清らかさを感じる水に」、「豊かな魚介類を取り戻そう」への貢献を目的とし、淡水真珠生産の課題である母貝の安定生産に向けて、Down-flow Hanging Sponge（DHS、スポンジ担体を用いる散水ろ床）を導入した水質改善による淡水真珠の稚貝育成法の検討を滋賀県水産試験場と進めた。 ・国環研と全国19の地方環境研究所が共同で、水生昆虫を対象とした環境DNA調査手法の最適化とDNAデータベースの整備を進めた。情報交流とキャパシティビルディングを目的として、実際に環境DNA分析を行うハンズオン講習会を令和7年10月に開催し、課題参加者24名が参加した。講習会ではDNA抽出から次世代シーケンサー用ライブラリー調整、次世代シーケンサーでの分析を行った。講習会后、オンラインによる次世代シーケンサーの分析結果の解析作業も実施し、配列を種レベルにまとめる作業も実施した。 ・PFAS規制の強化に伴い、モニタリング・分析技術の開発と地方環境研究機関への普及・情報共有ため、令和7年度から、モニタリング・分	○他機関との共同研究を通して環境研究の中核機関としての役割を果たし、着実に連携を推進した。民間企業との連携・ネットワーク構築については、様々な機会を利用しての連携に努めた。 ○気候変動分野で企業等に多用されている温室効果ガスプロトコルに類するプロトコルが資源循環分野でも必要という強い社会ニーズがあった。短期間の作業で制約があるなか、80以上の機関からの参加者とともに、資源循環分野において共通言語となるルールを形成できたことは意義があると考えている。 ○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。）第34条の6第1項の規定による出資等のしくみを活用し、国環研ベンチャーの第1号の支援を行うことで研究成果の社会実装に努めた。 ○環境研究の中核機関として地方環境研究所等との共同研究を着実に推進し、地方の環境研究発展及び環境保全に貢献した。 ○琵琶湖において、魚類相と水質の関係を明らかにし、琵琶湖の良好な水環境保全に資する知見を提供した。滋賀県水産試験場との共同研究についても、DHSの導入による水質改善による淡水真珠の稚貝育成に係る知見が蓄積された。令和8年度の共同研究の継続も決定し、さらなる進展が期待される。 ○環境DNA分析に対する地方環境研究所の関心は非常に高い。しかし、同手法は比較的新しく、関連する知識や技術を持つ人材が限られているため、地方環境行政においてはまだ活用が進んでいない。今年度を実施した講習会では昨年度に比べて多くの人数が参加し、環境DNA分析の技術や応用に関する情報交流の有意義な機会であったと考えている。 ○環境研究の中核機関として、社会的関心の高いPFASを対象に全国の30以上の地方環境研究所等との共同研究を開始し、地方の	第3 1. (4) 評定：A ＜評定に至った理由＞ 継続して高い外部機関との共著率及び学術的な会議の主催・共催数を維持し、地方環境研究所との連携も一層推進された。ワークショップなどを通じて災害・復興の現場での対話や支援を実施し、国際的にも気候変動分野などで大きな貢献を果たした。それらに加えて、国内施策への貢献などでも着実な情報発信を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・指標となっている項目のうち前中長期と比べて数が減少している項目があるが、単純に減っているという事実以外に合理的な説明を付すことで評価としてマイナスに捉えないような説明の仕方があるのであれば、そのように記載すべきである。 ・関連する研究機関等との連携を引き続き精力的に継続するとともに、環境研究の中核的機関として国際的なプレゼンスも高めており、評価できる。年度および期間評価としてA評価を支持する。 ・災害・事故時の環境リスク管理に資する人材育成の取り組み、大変すばらしいです。地方環境研究所等とも密に連携し、ニーズに沿った研修などを着実に行っており、すそ野の広い人材育成に貢献していること、評価できます。 ・P55 のグローバル循環プロトコルに関しては、さまざまな関係者が関与していることから、具体的にどの部分で特筆すべき貢献があったかを明記されるとよい。 ・P58 の共同研究契約件数、機関数でみると増加傾向は明らか。増加の理由は記載した方がよい。
--	---	--	---

	・海外からの研究者・研修生の受入数 ・招待講演数 ・一般向け講演・ワークショップ等の数 ・誌上・口頭発表に対する受賞数 ・研究業績に対する受賞数 ・環境政策や総合的な地域政策についての国内外のガイドライン ・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況 ・各種審議会等の委員数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 ・職務発明の認定件数 ・知的財産の保有状況 ・成果の活用状況 等	析技術の普及とネットワーク構築を目的としたⅡ型実施共同研究「広範なPFAS管理のための廃棄物・環境分析に関する研究」を開始した。令和7年度に地方環境研究機関33機関と「第1回 地方環境研究所とのPFAS分析に関する相互検定」を実施した。その中では、国立環境研究所と大阪府立環農水研が幹事機関となり、標準操作手順書の共有、PFAS標準液・共通試料・分析消耗品の配布を行うとともに、参加機関の測定分析状況および分析結果を取りまとめた。 ・複数機関と連携し、気候変動の緊急性を訴えるワンストップ情報ハブとし、日本 GHG センター（仮称）を構築。・国内外の政策決定者・自治体・企業等に情報を届け、脱炭素行動を促進。 ・日本学術振興会（JSPS）日中韓フォーサイト事業の下、国環研を日本側拠点機関として、JapanFlux・ChinaFlux・KoFLUX の連携により、北東アジアにおける温室効果ガス交換研究を基盤とした人材育成と研究交流を推進した。令和 7 年には、韓国・襄陽郡束草市で A3 Foresight program 2025 International Workshop を開催し、日中韓から約 50 名が参加して研究発表、意見交換、現地見学を行った。また、国環研は AsiaFlux Conference 2025 の共同主催機関として会議を開催。過去最大規模の 29 か国 450 人以上の参加を得た。 ・アジア太平洋統合評価モデル（AIM）について、インドネシア政府及びタイ政府は、それぞれ令和 7 年 10 月と 11 月に 2035 年目標を含む新たな NDC を公表したが、そこには現地研究機関とともに AIM の説明が明記され、両国の脱炭素政策に貢献した。また、昨年引き続きベトナム、フィリピン、ラオス、バングラデシュを対象にワークショップを開催した。	環境研究のための技術普及とネットワーク構築に貢献した。 ○早急な気候変動の緩和に向けて、最新の科学的知見や正確な情報を政策担当者や民間企業、市民に伝える意義は高く、国内の研究及び現業機関、大学等により取得または作成されて個々の機関ごとに公表されている情報をより効率的かつ効果的に伝えることにより温室効果ガス排出削減に向けた政策決定や民間のサービス開発に活用して気候変動対策を加速させる一歩を踏み出した。 ○韓国での国際ワークショップ、日本での EAFES セッション、AsiaFlux Conference 2025 を通じ、若手研究者を含む研究者に対し、研究発表、技術習得、国際交流の機会を一体的に提供できた。特に、国環研が共同主催した。AsiaFlux Conference 2025 では、A3 事業による日本の若手研究者の参加支援に加え、トレーニングコース等を通じて実践的な能力向上と国際的ネットワーク形成を進めることができた。 ○AIM を構成する各モデルの開発を支援するためのトレーニングを対面、オンラインで実施するとともに、モデル開発やモデル分析に関するこれまでの経験や成果を共有するワークショップを実施し、アジアでの人材育成を進めることができたと考えている。	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 2	第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1項
当該項目の重要度、困難度	（重要度及び困難度は未設定のため記載しない）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシートID：003537

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		達成目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報（メタデータ）件数	2,600件	3,229件	3,421件	3,343件	2,952件	2,987件	予算額（千円）	1,111,518	1,030,326	1,136,316	1,132,268	1,071,212
								決算額（千円）	939,427	1,027,391	1,187,951	1,139,037	1,354,008
								経常費用（千円）	282,911	267,195	214,283	267,492	370,178
								経常利益（千円）	310,200	267,059	212,688	271,858	361,653
								行政コスト（千円）	304,133	284,259	227,404	281,990	394,325
								従事人員数	11	8	12	13	16

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標、中長期計画、年度計画は別紙参照				
	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	
	（1）環境情報の収集、整理及び提供 ○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか 【評価指標】 ・地理情報システム（GIS）等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況 ・新たに収集した、整理及び提供を行った情報源情報 等	（1）環境情報の収集、整理及び提供 ・環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを発信する総合的ウェブサイト「環境展望台」において分かりやすく提供。 ・年間を通して継続的な国内・海外最新ニュースの紹介や既存コンテンツのリフレッシュを行い、国内外の環境情報を俯瞰した情報発信に努めた。 ・環境情報にたどり着きやすくするための情報源情報（メタデータ）を2,987件提供し、目標（2,600件/年）を上回った。 ・地理情報システム（GIS）を活用した「環境GIS」「環境GIS+」ページについて、地理空間情報活用推進計画に沿った情報提供を担う点や、「環境展望台」利用者へのわかりやすい情報提供を行う点において重点的に拡充すべきものと位置付け、コンテンツの追加更新を積極的に実施。 ・令和7年度においては、利用者が操作可能な図表とその解説を組	○環境展望台（平成22年～）は、環境情報の集約・発信の役割を担ってきたが、近年のユーザーニーズの多様化や検索エンジン・自動収集技術（ボット）の発達により、利用形態や到達経路が変化している。アクセス状況（指標：ページビュー数など）は経年的に減少傾向にあるものの、月間アクティブユーザー数（GA4計測結果）は約6万6千程度を推移しており、より効果的な環境情報提供の在り方が求められている。 ○「環境展望台」から提供するメタデータについて、令和7年度目標（2,600件）を大きく上回る件数を確保できた。 ○環境GISに用いるデータの維持更新だけでなく、コンテンツの表示方法についても効率的にリニューアルや新規作成を進め、利用者が様々なデータを視覚的によりわかりやすく捉えられるよう努めた。 ○「黄砂飛来情報」については、環境省の該当ページが令和7	評価 ＜評価に至った理由＞ 達成目標を上回る水準であり、一般の国民にもわかりやすい情報発信を行うとともに、YouTube 動画で総理大臣賞を獲得するなど着実な情報発信を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・国民全体からビッグデータを得て、それを整理して共有するという観点が抜けているように感じるので、改善が必要。 ・環境省の関連だけではなく、他省庁にも活用してもらえようオープンデータ化を図り、情報活用での政策提言や指針

	か ○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか 【評価指標】 ・情報発信の取組状況 ・イベント等への取組状況（オンラインを含む）等 【モニタリング指標】 ・プレスリリース件数 ・HP のアクセス数 ・HP から新たに提供したコンテンツの件数 ・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数 ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数 ・公式 SNS アカウントの登録者数 ・その他イベントへの参画状況・参画件数 ・講師派遣等の状況 ・研究所視察・見学受け入れ数 等	み合わせた「ストーリーテリング」の手法を用いた「黄砂飛来情報」の公開、表示データ切り替えや図表間の連携など ArcGIS の機能を活用した「さとやま指数」「家庭 CO2」の公開を行った。 ・GIS プラットフォームの一つである ArcGIS を利用し、既存コンテンツの ArcGIS 版移行を実施。11 件の環境 GIS コンテンツの作成／追加／更新することができた。 （２）研究成果の普及 ・ホームページから新たに提供した主なコンテンツ（リニューアル等を含む）は 10 件であり、最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供。 ・YouTube では、公開シンポジウムの講演動画をはじめ、生物ニュースや GOSAT-GW の観測開始など多くの方に興味を持ってもらえるような動画を公開。最も再生回数が多かったのは「イトウはどうして絶滅危惧種となったのか？」（約 13 万回再生）であり、本動画の公開と連動して YouTube チャンネル登録者数も 1,630 人(19,539 人→21,169 人) 増加した。また、X のフォロワー数は 692 人（7,009 人→7,701 人）増加した。 ・ホームページのアクセス件数（ページビュー）は、約 7,452 万件で、ユーザビリティ及びアクセシビリティの更なる向上を目的として、令和 8 年 4 月からの公開に向けたリニューアルを実施。 ・英語版公式サイトでは、 COP の特設ページを設けるなど国際活動の情報発信のほか、国環研を連携先、就職先として考えるきっかけとなることを意識しつつ、魅力的な既存のコンテンツをテーマ別にピックアップしたポータルサイトを用意。また、英語による情報発信として、ビジネス特化型 SNS である LinkedIn に公式アカウントを開設し、退職した職員であるアルムナイ向けの情報発信に取り組んでいる。 ・国環研の非認知層の開拓および長期的なファン化を促すことを目的として、「環境が 1 分間でわかるメディア(国環研 View LITE)」、「環境をじっくり理解するメディア(国環研 View DEEP)」の 2 段階構成による Web マガジン「国環研 View」を運用。 ・プレスリリース 75 件（第 4 期中長期目標期間の年間平均 69 件）、うち研究成果に関する発表 58 件（同 34 件）と前中期の年間平均をどちらも上回った。 ・国環研が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演（98 件）と新聞報道・雑誌掲載（821 件）の合計は 919 件（同 595 件）を大きく上回った。	年 6 月以降閲覧できない状態にあったが、それを引き継ぐ形で、同年度内に環境 GIS 版としてリニューアル公開することができた。 ○令和 7 年度にホームページから新たに提供した主なコンテンツ（リニューアル等を含む）は 10 件であり、国環研の最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供することに努めた。また、YouTube などの SNS による情報発信においては、イトウが絶滅危惧種となった理由を紹介する動画をはじめ、生物ニュースや GOSAT-GW の観測開始など、多くの人に興味を持ってもらえるような情報を発信することができた。 ○令和 7 年度のプレスリリース実績は、第 4 期中長期目標期間の年間平均件数である 69 件を上回る 75 件となり、うち研究成果に関する発表件数についても第 4 期中長期目標期間の年間平均件数 34 件に対して 58 件と上回った。 ○国環研が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演と新聞報道・雑誌掲載の合計は 919 件となり、第 4 期中長期目標期間の年間平均件数 595 件を大きく上回っており、引き続き研究	への反映などの方策を確保すべきである。 ・情報収集と発信は着実になされており、イトウの動画再生回数からも、国民向けには、動画等を使って発信することの重要性を感じた。 ・制作した動画が、科学技術映像祭 内閣総理大臣賞を受賞したことを高く評価する。また、環境展望台やホームページ、SNS 等により、高い頻度で情報更新を行い、積極的に研究成果の発信や啓蒙活動を行っており高く評価する。 ・研究成果や環境情報の発信にも様々な工夫が行われており、制作した皆様の熱い思いが伝わります。小学生も含め若い世代・幅広い分野に広めていただきたい。

		・「研究者ってどういう仕事？～環境研究の最前線～」をテーマに、公開シンポジウムをつくば国際会議場にて 6 年ぶりに対面開催とした。中学生～大学生の次世代層を主なターゲットとして、それまでの平日開催から夏休み期間の休日開催に変更し、また、研究者が進路を選んだ背景や環境研究に携わる意義、日々感じているやりがいについて参加者の質問に答えるパネルディスカッションも実施するなど、非常に好評であった。283 名の参加があり、学生の参加者は 29.8%、初めて参加した参加者は 84.6%と例年と比べて非常に高い結果を得た。 ・一般公開では、例年の猛暑に伴う熱中症等のリスクを勘案し、秋開催とした。特にメインターゲットを設定せず、広く参加を求めたこと、事前周知の徹底や様々な企画の出展効果もあり対前年比 225%増（来場者数：945 名→2,135 名）となった。来場者アンケートによると約 8 割が初めて国環研を訪れた新規層であり、約 9 割が「楽しかった」と回答した。 ・主催、共催による各種シンポジウム、ワークショップ等を 64 件開催。	成果について、マスメディアを通じて積極的に発信した。 ○公開シンポジウムは、6年ぶりに対面開催として、次世代層をターゲットして夏休み期間の休日開催に変更し、研究者が参加者の質問に答えるパネルディスカッションも実施するなど、非常に好評であった。 ○国環研の一般公開については、例年の猛暑によるリスク等を勘案し、引き続き秋開催としたが、事前周知の徹底や様々な企画の出展効果もあり、対前年度 225%増の集客を得た。来場者アンケートにおいても非常に満足度が高かったことが確認できた。 ○各種シンポジウムやワークショップの開催や、講師派遣等のアウトリーチ活動を引き続き活発に行った。	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 3	第3 3. 気候変動適応に関する業務		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】 喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取り組みであり重要度は高い。また、気候変動適応は、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため難易度が高い。	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシートID：003537

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		達成目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	外部研究評価の評点	－	4.25	4.27	4.19	4.33	4.27	予算額（千円）	2,023,665	2,036,626	2,244,278	2,272,007	2,264,080
								決算額（千円）	1,758,514	2,059,443	2,357,528	2,333,405	2,901,983
								経常費用（千円）	848,789	1,066,629	1,002,148	1,061,702	1,243,381
								経常利益（千円）	851,763	1,066,495	1,001,236	1,063,064	1,254,384
								行政コスト（千円）	915,435	1,129,614	1,065,786	1,123,688	1,322,889
								従事人員数	83	85	85	87	87

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標、中長期計画、年度計画は別紙参照				
	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	
	○気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか ○地方自治体等への適応に関する技術的援助が適切になされているか ○適応に関する情報基盤として科学的情報についてニーズを踏まえた収集・整理・分析・提供がされているか 【評価指標】 ・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変	地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の取り組みを支援するため、協議会への参画や研修等を通じ、地方公共団体等との広域的な連携強化等に貢献。延べ約11,176人に知見を提供。 ・21の国の研究機関と地域適応センターの参加を得てシンポジウム等を開催し、地域のニーズを踏まえた国の研究機関同士の具体的連携（社会実装）の実現可能性について議論。防災科学研究所との包括連携協定に基づき、暑熱等の分野での連携を図った。 ・地域の行政担当者研修等による地域の人材育成に貢献するため、研修を実施（130名の参加者）。また、地域気候変動適応センターと連携し、令和6年度に作成・公開した地域気候変動適応計画策定に関する市町村職員向けの研修を開催する際の手順書について、概要版を作成しA-PLATに公開した。 ・シンポジウム、研修等の実施、委員・講師派遣など、地方公共団体への技術的援助について第5期目標100件を上回る440件実施。	○気候変動適応に関する研究や情報の収集・整理・分析が進められ、得られた科学的知見や情報の提供等を通じて、地方公共団体等への技術的援助を着実に実施するとともに、国の気候変動適応政策の議論にも貢献した。 ○地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の気候変動適応に向けた取り組みを支援するため、多種多様な技術的援助を実施している。また、気候変動適応広域協議会への参画や研修、意見交換会の実施を通じ、地方公共団体等との連携強化に努めるとともに、ニーズに基づいた支援メニューの拡充を着実に進めている。	評価 A ＜評価に至った理由＞ 外部研究評価の評点が4を超え、各種機関との連携の実施や地域への人材育成支援への貢献、A-PLAT、AP-PLATでの適時適切な情報発信、生態系を活用した適応策の効果の評価などを着実に実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評価とした。 ＜審議会の意見等＞ ・気候変動適応に関する業務のみが難易度が高く設定されている。この理由を明確にする必要があるのではないか。また、初期においては、地域の気候変動適応センターを立ち上げることの難しさを理解するが、現在もその点が継続されてい

動適応センター等に対する技術的援助の状況 ・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況 ・国民の気候適応変動に関する理解の増進の状況 ・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）等の構築状況 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価の評点 ・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況 等 【モニタリング指標】 ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等）の件数 ・提供される科学的情報に対するニーズを踏まえた満足度 ・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数 ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報 プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数（Web 更新回数、SNS 発信数等） ・気候変動適応情報プラットフォーム等へのアクセス数 ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告 件数 等	研修や意見交換会の満足度はいずれも 80%以上。 ・地域適応計画は 47 都道府県 491 市町村で策定済み、地域気候変動適応センターの設置は 46 都道府県 24 市区町の設置に貢献。 ・気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するためのポータルサイト「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」を運営し、アクセス数（ページビュー数）は目標（50 万）を上回る約 132.6 万回。SNS の活用など様々な媒体での情報発信を推進。 ・パリ協定を受けて途上国の適応策を支援するため、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP- PLAT）」を運営。影響評価データや適応関連情報コンテンツを拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施。 ・令和5年度に開発した適応に関連する優良事例やケーススタディ、関連機関などの情報を収集・整理した「Adaptation Database」のための記事収集を実施（100 件収集）。AP-PLAT の情報発信件数は 100 回（Web サイト：26 回、SNS74 回）と目標（50 回以上）を達成。 ・外部研究評価委員の評点は 4.27。第 5 期を通じ、「メカニズム解明→影響評価→適応策提案・実装」という統合的研究枠組みが構築され、気候変動適応研究の基盤が確立された点は高く評価される。影響観測やシナリオ分析の拡充、適応緊急性指標の提案、適応効果の一部定量化など、科学的・政策的に重要な成果が創出された、と評価されている。 ・将来の日本における暑熱条件の予測、および適応策検討の基盤となるデータの構築のため、気候予測データ（NIES2020）、人口予測データを統合して、全国 1km メッシュ・時間別の解像度で、将来の湿球黒球温度（WBGT）の予測データセットを整備した。これによって、全国で、活動時間帯まで考慮した熱中症対策の検討が可能となった。 ・気象庁から発展的に引き継いだ生物多様性モニタリングについては、令和 3 年度から「試行調査」として、体制構築とモニタリングを並行して進め、調査手法や調査結果報告方法の確立、マニュアルの整備、ニュースレターの継続的発行、一部の調査（セミの初鳴き調査など）に対する企業からの資金援助、募集特定寄付金の活用などを実現。モニタリングに参加する市民も約 500 名となり、観測報告件数も順調に増加したため、令和 7 年度から本格調査に移行。これに伴い、「生物多様性モニタリング」市民調査員登録規約や、国立環境研究所生物季節モニタリングデータの公開及び利用に関する規約を整え、ウェブページを整備した。 ・流域スケールでのEbA（生態系を活用した適応策）の研究として、今	○地域の適応策推進に向けた知見の提供や地域間での共有を通じて、地域の人材育成に努めた。 ○政府や地方公共団体、研究機関、企業、地域住民といった気候変動適応策を進める上でのステークホルダーにとって有用な情報を提供するために、A-PLAT の掲載情報の拡充やわかりやすさ、利便性の向上を進めている。 ○地域気候変動適応センター等とも連携しつつ、適応に関する国民の理解の増進を図っている。 ○AP-PLAT について、影響評価データや適応関連情報コンテンツを拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施を進めている。 ○高解像度な時空間データにより、地域特性や生活リズムに即した精緻な熱中症リスク評価が可能になった点に大きな意義がある。今後は、WebGIS等を通じたデータの普及により、自治体の適応計画策定や市民の具体的な行動変容を促す実効性の高い基盤となることが期待される。 ○市民参加型の調査体制を確立し、公的モニタリングを安定的かつ持続可能な「市民科学」の枠組みへと昇華させた点に意義がある。今後は、蓄積される長期広域データを活用することで、気候変動が日本の生態系に及ぼす影響の早期検知や、生物多様性への関心を高める教育・啓発のプラットフォームとして発展することが期待される。 ○治水や水質浄化といった防災・環境機能と生物多様性保全の両	るということで良いのか。また、今後は、センターから提供された情報が、どのように地域の気候変動適応策に活かされているかを調べる必要性がある。 ・2018 年に設立した気候変動適応センターを中心に、情報の収集・整理・分析、都道府県又は市町村、地域気候変動適応センター（LCCAC）に対する技術的援助、他の国研との連携等を精力的に推進しており高く評価する。年度および期間評価として A 評価を支持する。
--	---	---	---

	年度、湧水環境に生息する絶滅危惧種であるホトケドジョウに着目し、生息環境の分析を行った。夏季気温による負の影響と、湧水の集水域における雨水浸透面の割合による正の影響を明らかにし、この知見を用いて分布ポテンシャルマップを作製した。結果、豪雨対策として雨水浸透施設を導入する際、適切に場所を選択すれば生物多様性保全にも同時に貢献できることが示唆された。モデル地域では、これらの知見を公共事業の計画や市民活動の支援に活用する体制の構築も進んだ。 ・窒素肥料が水稻のオゾン感受性に及ぼす影響の効果を全球モデルで解析する研究に取り組んだ。前年度までに得た、実験室内の水稻の栽培実験において、窒素肥料の投入が大きい場合にオゾン濃度の感受性が小さく、小さい場合に大きくなる効果を全球モデルに導入したシミュレーションを行った。この結果、肥料投入量が多い中国等ではオゾン影響が過大評価されていること、肥料投入量が少ないその他多くの途上国ではオゾン影響が過小評価されている可能性が示唆され、これまでのグローバルなオゾン影響評価研究に一石を投じるものとなる可能性が指摘された。 ・7つのフィジー先住民集落での現地調査の結果、水・土地喪失・生計中断・心理的ストレスなどの連鎖的影響を確認した。気候変動影響が高まる中でも、多くの地域社会は、その文化に根ざした強い「その場に留まる」志向を表明していた。損失と被害を最小限に抑えつつ、コミュニティの主体性とレジリエンスを確保するためには、コミュニティの主体性を尊重し、移動しない選択（不移動）を正当な選択肢として認識する必要があることを明らかにした。	立を、具体的なマップを通じて実証した点に意義あると考えている。 ○大気汚染影響を含めた統合的な気候変動適応に関する研究として着実に成果が上がっている。 ○第5期中長期期間に開始したアジア地域での研究課題であり、地域のレジリエンスを確保するためにはコミュニティの主体性を尊重する支援のあり方が不可欠であることを提示した貴重な成果である。	
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 4	第 4 1. 業務改善の取り組みに関する事項 及び 2. 業務の電子化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	(重要度及び困難度は未設定のため記載しない)	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート ID：003537

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	参考値等	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	運営費交付金に係る業務費のうち、業務経費の削減率（対前年度比）	1 %以上	－	1 %	1 %	1 %	1 %	1 %	
	運営費交付金に係る業務費のうち、一般管理費の削減率（対前年度比）	3 %以上	－	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標、中長期計画、年度計画は別紙参照				
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		業務実績	自己評価	
	1. 業務改善の取り組みに関する事項 ＜主な定量的指標＞ ・業務経費及び一般管理費の削減状況等 ＜その他の指標と評価の視点＞ ○給与水準の適正化等は適切に実施されているか ・給与水準の適正化のための取組状況 ・国家公務員と比べた給与水準の状況（ラスパイレス指数） 等 ○調達等の合理化は適切に実施されているか	1. 業務改善の取り組みに関する事項 （1）経費の合理化・効率化 ・運営費交付金の算定ルールに従い、効率化係数（業務費の対前年度 1%削減、一般管理費の対前年度 3%削減）の範囲内での効率的な予算執行、経費節減に努めている。 ・エネルギー使用状況の分析と対策を進め、ピーク電力の低減を図ることにより契約電力を抑制するとともに、電気使用量の削減に努めた結果、電気料金は前年度より約 10.4%減少。 （2）人件費管理の適正化 ・国家公務員に準拠し、適切に給与規定を改正。 ・ラスパイレス指数（研究系職員 100.8、事務系職員 111.9）が基準値（100）を上回ったものの、研究系職員の大半が博士号取得者であることや、事務系職員は管理職の大半が国から出向している職員が大半を占めていること等を考慮すれば妥当な水準と考えられる。	○運営費交付金算定ルールに従い、中長期目標で定められた効率化係数（業務経費の対前年度 1%削減、一般管理費の対前年度 3%削減）により予算措置されており、これに基づいて、経費の節減に努めるとともに、予算の適正な配分及び効率的な執行を図ることで安定的な業務運営を行うことができた。 また、自己収入の積極的な獲得により得られた間接経費を通じて業務運営の安定性を向上させた。 ○国家公務員に準拠した給与規定の改正に適切に対応している。 ○ラスパイレス指数が 100 を越えているものの国家公務員準拠の給与体系をベースとしており、研究系職員の大半が博士号取得者であること、事務系職員においては国との人事交流により管理職が多く出向してきている影響を考慮すれば、適	評価 B
				＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・経費、人件費、調達の各分野での業務改善を着実に進めており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 なお、例えば 2022 年度に設置した広報室や産学連携コーディネータ・外部資金室の設置などの組織改善が年度および期間評価にどのように結びついたのかについても分析を行い、評価・改善を行う活動についての報告もあるとよいのではないか。 ・物価高の中、電気料金の 10%以上の削減は、気候変動対策

	・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況 ・関連公益法人等との契約状況（件数・金額）等	（３）調達等の合理化 ・契約審査委員会、内部監査、及び外部有識者による契約監視委員会において点検・見直しを行い、調達に関するガバナンスを徹底。 ・一者応札・応募の低減に向けた取組として入札等参加者の拡大に向け、十分な周知・準備期間を確保、電子入札の適用拡大等に取り組み、一者応札・応募の低減に寄与。 ・公募（入札可能性調査）の実施により、通常の競争入札を実施した場合と比較し、入札説明書等資料の作成、研究部門との入札日程調整、開札執行事務等を省略でき、所内全体の事務効率化に寄与。 ・消耗品や役務の一括調達、研究活動における不祥事発生 of 未然防止等のための取組として、会計業務に従事する全ての職員等に対してコンプライアンス研修や事務説明会等を実施し、不祥事の発生の未然防止、調達等の更なる適正化に寄与。 ・関連公益法人との契約は一般競争入札及び公募（入札可能性調査）のほか 1 件のみ特命随意契約によるものであり、計 8 件・119 百万円（少額随意契約を除く）。	正な給与水準となっている。 ○「随意契約の基準」により、引き続き公平性・透明性を確保した適正な審査を実施することができた。 競争性のない随意契約の件数は減少したが、その主な要因として、委託元から予め随意契約の相手方が指定された案件の減少及び「予算決算及び会計令」（以下「予決令」という。）の改正に伴う少額随意契約基準額の引上げによることが考えられる。 また、特例随意契約については、少額随意契約基準額の引上げにより件数は減少したが、競争性及び透明性を確保しながらも、早期契約・早期執行による研究開発の促進や所内全体の事務効率化にも寄与した。 ○公募（入札可能性調査）を引き続き実施した。これにより、競争性及び透明性を確保するとともに、通常の競争入札を実施した場合と比較し、入札説明書等資料の作成、研究部門との入札日程調整、開札執行事務等を省略でき、早期契約・早期執行や所内全体の事務効率化に寄与した。 ○コンプライアンス研修や事務説明会等を適切に実施し、不祥事の発生の未然防止、調達等の更なる適正化を図った。 ○「関連公益法人等」に該当している法人との契約（少額随意契約を除く。）は一般競争入札及び公募（入札可能性調査）のほか 1 件が特命随意契約によるものであるが、契約審査委員会にて適正に審査がされた上で随意契約を行った。これらについて全て適切に契約が実施されており、競争性又は適正性及び透明性を確保した。	の観点からも評価できる。	
	2．業務の電子化に関する事項 <その他の指標と評価の視点> ○PMO の設置及び支援は適切に実施されているか ・PMO の設置状況 ・PMO による支援実績 ○デジタル技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか ・イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況 ・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況	2．業務の電子化に関する事項 ・研究所の情報システムに係る基本方針の企画および立案並びに総合調整を担当するポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）を中心に、情報技術等を活用した各種業務の効率化を推進した。具体的には、令和 8 年 3 月までに AI 利活用の拡充を見据えた、省電力かつ大容量ストレージを確保した新たな研究用計算基盤を構築し運用を開始したほか、安全で暗号化された仮想プライベート接続（SSL-VPN）による自宅就業の推進、クラウドストレージサービスによる大規模災害発生時等に備えての業務継続性の確保、人事関連システムのアウトソーシングやクラウドサービスも含めた業務効率化、会議のペーパーレス化への対応、国立環境研究所ジャーナルポータル及びより高度なディスカバリーサービスの運用や論文単位でのジャーナル講読の手配を通じた電子ジャーナル等の利便性の向	○各部署個別の情報システムに係る業務改革の方針や効果的なデジタルを継続的に行うための PMO の体制を維持した。 ○研究所の基幹システムの適切な整備に資する支援体制整備の必要性を共通認識として共有した。 ○新規に導入したコンピューターサービス重大な障害はなく、安定運用により研究計算基盤として利用環境を提供している。 ○ネットワークシステムは、所内利用時の安定・安全な運用のみならず、安全で暗号化された仮想プライベート接続（SSL-VPN）の適切な管理運用により、自宅就業時においても所内と同様に業務が遂行できる環境を提供している。 ○外部ネットワーク回線は、遠隔拠点においてもインターネ	評価	B
		<評価に至った理由> 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 <審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）> ・2022 年度に設置した PMO を中心に業務改善を着実に進めており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・Web 会議音声強化等によりオンライン会議の運用が改善され、安定的な活用が確保されていることは評価できる。			

	況 等 ○デジタル技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか ・研究関連データベースの運用状況 ・電子ジャーナルシステムの利用促進状況 等 ○WEB 会議システム等の導入により業務の効率化は図れたか ・電子決裁の導入・管理・運用状況 ・WEB 会議システムの導入 ・運用状況 等	上、Web 会議システムによる所内・所外とのコミュニケーションの円滑化や業務効率化など、研究成果の創出等において貢献している。 ・電子決裁機能を有する文書管理システムを運用し、電子決裁への移行による業務の効率化を図った。	ット出口を一本化すると共に、全所無線 LAN 導入、認証ネットワークなど、セキュリティ対策強化を実施した上で安定運用を行っている。 ○業務用 PC 一括管理システム（シンクライアント環境）の提供に加え、PC キットティング自動化環境構築により、一括管理による運用環境を整え、業務効率化及び情報セキュリティ水準向上に資している。 ○クラウドストレージサービス（Box）の更なる利用促進を図ったことで大規模災害発生時における各種データの消失リスクの軽減を図り、業務継続性の確保に資する利用環境の整備を行うことができた。 ○より高度な「ディスカバリーサービス」の提供に向けて、ナレッジベースの大きいリンクリゾルバーシステムにリプレースしたことにより、利用者の利便性の向上と併せて、システムの運用効率化の実現を図った。 ○文書管理システムによる電子決裁により、文書決裁にかかる時間短縮が図られたほか、自宅就業時の対応も可能とするなど、紙決裁に対して業務の効率化を図った。更にテレワーク規程（実施要領）を改正し、育児・介護をする者のワークライフバランスや業務効率性の向上に寄与する制度の充実を図った。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 5	第 5 財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	（重要度及び困難度は未設定のため記載しない）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート ID：003537

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	参考値等	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	自己収入全体の獲得額（百万円）	3, 351	3, 353	4, 441	4, 094	3, 879	4, 355	5, 108	達成目標は第 4 期中長期目標期間の年平均額。参考値は第 5 期の状況を踏まえ第 4 期の数字を再計算したもの
	競争的外部資金等の獲得額（百万円）	－	1, 374	1, 309	1, 503	1, 566	1, 700	1, 866	同上
	競争的外部資金を除く受託収入の獲得額（百万円）	－	1, 918	3, 059	2, 513	2, 198	2, 564	3, 076	同上

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中長期目標、中長期計画、年度計画は別紙参照					
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価		
	（1）バランスの取れた収入の確保 ○自己収入は質も考慮した適切なバランスで確保されているか ・競争的外部資金、受託収入の獲得状況 等 ・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額（外的要因による変動を考慮した）の状況 ・競争的外部資金、受託収入の獲得額の所属研究者数に対する割合 ・競争的外部資金、受託収入の獲得	1）バランスのとれた自己収入の確保 ・自己収入の獲得額は 5,108 百万円であり、達成目標 3,351 百万円を上回った。 ・令和 3 年度から制度化した資金提供型共同研究について、27 件の契約を締結。また、技術料が内訳に含まれる契約を受託研究で 2 件、共同研究で 2 件締結。 ・寄付金（公募助成）は 8.1 百万円、寄付金（一般寄付金、特定寄付金）は 13.9 百万円の合計 21.9 百万円の寄付を受けた。 ・自己収入のうち、競争的外部資金等の獲得額は 1,866 百万円であり、前年度（1,700 百万円）及び第 4 期平均（1,374 百万円）を上回った。 ・競争的外部資金を除く受託収入の獲得額は 3,076 百万円で、前年	○令和 7 年度の自己収入全体の獲得額は第 4 期中長期目標期間の年平均額の 152％であり、第 4 期中長期目標期間より高い水準を確保し、健全な財務運営と業務の充実の両立に貢献したと評価する。 ○令和 7 年度の競争的外部資金等の獲得額は第 4 期中長期目標期間の年平均額の 136％であり、第 4 期中長期目標期間より高い水準を確保し、業務の質の向上に貢献した。 ○令和 7 年度の競争的外部資金を除く受託収入の獲得額は第	評価	B
＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・バランスの取れた収入の確保，保有財産の処分等を通じた財務内容の改善を継続的に進めており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・競争的外部資金・受託収入も増加傾向にあり、評価すべきと					

	件数の所属研究者数に対する割合等 （２）保有財産の処分等 ○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか ・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等	度（2,564 百万円）より増加し、第４期平均（1,918 百万円）を上回った。 ・研究者数 218 人に対する、競争的外部資金の獲得額（1,767 百万円）の割合は 8.1 百万円/人であり、競争的外部資金を除く受託収入の獲得額 3,076 百万円の割合は 14.1 百万円/人となっている。 ・研究者数 218 人に対する、競争的外部資金の獲得件数（98 件）の割合は 0.45 件/人であり、競争的外部資金を除く受託収入の獲得件数（71 件）の割合は 0.33 件/人となっている。 （２）保有財産の処分等 ・「運営戦略会議」等にて、研究施設や高額な研究機器についての計画的・効率的な利活用や、今後の長期的な大型研究施設の在り方などについて議論を実施。 ・令和８年３月に新たな特高受電需要設備棟内に太陽光発電設備設置が完了したことにより、旧・中央監視制御設備は、当初の目的に従った使用が想定されないことが明らかとなったため、独立行政法人会計基準に従い、当該資産の減損処理を実施	４期中長期目標期間の年平均額の 160％であり高水準を確保した。特に国からの受託は第４期中長期目標期間の年平均額を大きく上回っており、財政基盤の安定化及び社会的課題解決に向けた研究に貢献したと評価する。 ○令和７年度の競争的外部資金、受託収入の獲得額及び獲得件数は、所属研究者数に対して前年度と同等以上の水準を維持しており、安定的な外部資金の確保を通じて業務の質の向上に貢献した。 ○運営戦略会議等で研究所の運営方針を考慮しつつ大型研究施設や高額な研究機器の計画的・効率的な利活用に向けた議論を進め、今後の資産活用の最適化に寄与した。 ○所内への減損の兆候確認を通じて、漏れなく減損の認識及び会計処理を行うことができ、より正確な資産価値の状態を財務諸表に反映することができたと評価する。	考えます。
--	---	---	---	--------------

４．その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 6	第6 その他の業務運営に関する重要事項（1. 内部統制の推進、2. 人事の最適化3. 情報セキュリティ対策等の推進4. 施設・設備の整備及び管理運用5. 安全衛生管理の充実6. 業務における環境配慮等）		
当該項目の重要度、困難度	（重要度及び困難度は未設定のため記載しない）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート ID：003537

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中長期目標、中長期計画、年度計画は別紙参照					
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価		
	1.（1）内部統制に係る体制の整備 ○内部統制システムは適切に整備・運用されているか （2）コンプライアンスの推進 ○コンプライアンスは確実に実施されているか （3）PDCA サイクルの徹底 ○PDCA サイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか （4）リスク対応のための体制整備 ○業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか	理事長のリーダーシップの下、国環研のミッション、運営上の課題等を共有しそれらの対応を検討する体制として、幹部会、運営戦略会議等を定期的に開催するとともに、運営戦略会議の下に業務改善プロジェクトチームを設置し、具体的な提案を受け付け速やかに検討に着手する活動を進めた。 ・運営戦略会議等では、中長期的な計画について定期的に議論を重ね、次期にあたる第6期中長期計画期間の計画を策定した。また、研究業務のPDCA サイクルとして外部研究評価委員会、内部研究評価委員会を開催し、結果を研究計画にフィードバックした。 ・コンプライアンスの推進、リスクの管理等についてはそれぞれの委員会等において、PDCA サイクルを徹底しつつ取り組みを進めた。 ・これらの会議資料や議事録を運営協議会の場やイントラネットを	○理事会、幹部会、運営戦略会議等を定期的に開催し、研究所のミッション、課題等の所内各層での共有を図るとともに、対応の検討を進めた。 運営戦略会議の下では業務改善プロジェクト等の活動を引き続き進めた。 上記の会議体を通じて、業務の有効性及び効率性を向上させるとともに、高い倫理観と社会的良識を持った業務運営を行うことができた。 ○関連するマニュアルを改正するとともに、内部統制委員会をはじめとした委員会を開催するほか、監査等の対応など、国環研における内部統制システムを適切に整備・運用した。 上記のことで国立環境研究所コンプライアンス基本方針に定める使命・責務を果たすことができた。 ○研究業務に対する室長、ユニット長あるいはプログラム総括、代表による研究内容の調整・進行管理の適切な実施に努めた。 ○「国立研究開発法人国立環境研究所リスク管理規程」に基づ	評価	B ＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和7年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・規律ある組織運営に向けた努力を継続的に実施しており高く評価できる。年度および期間評価としてB評価を支持する。

		用いて職員等に周知するとともに、全職員等を対象に関連する研修を実施し、職員等の理解を深め、意識向上を図った。また、「利益相反マネジメント実施規程」に基づき、研究インテグリティの確保に係る具体的な取り組みを講じた。引き続き取り組みを進めていく。	き、「国立環境研究所における重大なリスク一覧」の見直しを行うなど、国環研におけるリスクに対する整備・運用を適切に進めた。また、「利益相反マネジメント実施規程」に基づき、研究インテグリティの確保に係る具体的な取組を推進したことにより研究成果の信頼性や質の向上を図ることができた。		
	2. （１）優れた人材の確保 ○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が適切に実施されているか ○研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか （２）若手研究者等の能力の活用 ○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか ○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか （３）管理部門の能力の向上 ○管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか （４）適切な職務実績評価の実施 ○職務業績評価能力向上のための取組は適切に実施されているか	（１）優れた人材の確保 ・優れた人材確保に向けて研究系常勤職員 9 名にクロスアポイントメント制度を適用。令和 4 年 4 月に年俸制や裁量労働制の適用範囲を特別研究員（ポスドク）に拡大、年俸制 85 名、裁量労働制 318 名に対して適用。 （２）若手研究者等の能力の活用 ・研究系常勤職員 20 名（パーマネント 12 名、任期付 8 名）を採用。 ・研究系契約職員として、フェロー制度により 7 名を雇用。シニア研究員制度により、研究系の国環研定年退職者 14 名を雇用。 ・国家公務員の定年延長の方針等を踏まえつつ、企画・支援部門の体制強化及び有望な若手研究者の継続的な採用が喫緊の課題であることに鑑み、定年延長に伴う新たな制度設計を行い、研究系定年退職者の新再雇用制度として、主に研究業務を担当しつつ企画・支援関係業務にも従事する特命研究員（呼称）制度を創設し、5 名を採用。 ・外部の研究者を連携研究グループ長として 5 名を委嘱。客員研究員 177 名、共同研究員 90 名、研究生 45 名、インターンシップ生 12 名の受入を実施。 （３）管理部門の能力の向上 ・男女共同参画等を図るための職場環境整備の一環として、妊産婦が搾乳や休憩ができる休憩スペースを運用しており、順調に利用されている。 ・ダイバーシティ推進プロジェクトチームにおいて、所内で働く全	○クロスアポイントメント制度や年俸制、裁量労働制を活用し、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進するとともに、優れた人材の確保のための取組を着実に進めた。引き続き、各種制度の適切な運用を図るなど、優秀な人材の確保のための取組を進めていく。 ○研究実施部門における人材活用を適切に実施した。 ○人的資源を最適配置し、優秀な研究者の登用を行ったほか、研究系定年退職者を積極的に活用した。 ○連携研究グループ長制度、客員研究員制度等を活用し、外部研究者との円滑な交流を推進した。 ○定年延長に伴う特命研究員制度等の新たな制度設計を行うことにより、知識・経験の豊富な研究系職員が引き続き研究業務を担当しつつ企画・支援部門の業務も担う等の人材活用を進め、研究所の体制強化を図った。 ○担当スタッフの継続的な配置、企画部国際室を窓口とした個別相談対応、英語イントラや英語メーリングリストによる周知、ならびに「外国人研究者等生活立ち上げ等支援」の運用を通じて、外国人研究者に対する職場環境の整備を適切に進めた。 また、国際的な業務に従事するスタッフのネットワーク（Teams）を活用し、外国人研究者の受入を含む国際関係業務の情報共有・効率化を図ることで、所内の外国人研究者に係る環境整備に努めた。 ○男女共同参画等を図るため、休憩スペースや一時預かり保育室を適切に運営することにより、研究等に集中できる職場環境づくりに貢献した。 ○ダイバーシティの推進のため、プロジェクトチームの会合	評価 B	＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・複数の人事施策を用いて、優れた人材の確保に引き続き努力しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。

	ての人がその能力を最大限発揮できるよう、各機関の取組等を情報収集しつつ、ダイバーシティに関する取組等を周知。 （２）若手研究者等の能力の活用 ・外国人研究者向けの生活支援として、企画部国際室に担当スタッフを置くとともに、公益社団法人科学技術国際交流センターと契約して生活支援を実施。 ・テニュアトラック制を活用しつつ 37 歳以下の若手研究者を 6 名（パーマネント研究員 2 名、任期付研究員 4 名）を採用し研究開発力の強化等を図るとともに、人材活用方針に基づき若年者、外国人の能力活用等を図った。 ・海外の研究機関と連携して共同研究を行うため、研究者 1 名の在籍出向を継続。 （３）管理部門の能力向上 ・全所員対象の研修を 14 件、計 9,576 人が参加、特定者を対象とした研修を 32 件、計 1,810 人が参加。 ・高度な技術（ I T 専門家）又は専門的な能力（翻訳）を有する高度技能専門員（契約職員）を 32 人配置。 （４）適切な職務業績評価の実施 ・面接を交えた目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施。研究系職員は、環境政策対応を含めた社会貢献状況も評価の対象とし、賞与・昇給へ反映。	を開催し、女性活躍推進法に基づく行動計画（第 3 期）を新たに策定する等、積極的に取り組みを進めた。 ○人材活用方針に基づき、研究系常勤職員において、テニュアトラック制を活用し、研究活動等の基盤強化を図った。また、所内公募型研究制度等の活用により、若手研究者や外国人研究者に活躍機会を与え、一層の能力活用・能力開発につなげることができた。 ○対象職員を各種研修に参加させることで、事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上に寄与することができた。 ○高度な技術又は専門的な能力を有する高度技能専門員（契約職員）を適材適所に配置し、有効に活用した。 ○研究系職員の評価においては、学術面のみならず、環境政策対応を含めた社会貢献状況についても、評価の対象としたことで、より適正に業績評価を実施することができた。また、評価規程の改正により業務効率化を適切に進めた。 引き続き、職務業績評価等能力向上のため取り組みの適切な実施に努める。							
3. （１）情報セキュリティ対策の推進 ○情報セキュリティ対策は適切に実施されているのか （２）個人情報等の管理体制の整備 ○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか	（１）情報セキュリティ対策の推進 ・全職員を対象に「情報セキュリティ研修」、「情報セキュリティ対策の自己点検」を実施。いずれも受講率は 100%。外国人研究者、スタッフ向けに英語版でも実施。 ・「標的型攻撃メール訓練」、最高情報セキュリティアドバイザー(CISO 補佐)による「情報セキュリティ講話」を引き続き実施。 ・CSIRT 要員を対象として、実践的サイバー防御演習に参加し、サイバー攻撃を受けた際の一連のインシデント対応について、実演演習を含めて実施。所外研修等にも参加。実践的な対処方法の知見を集積。	○情報セキュリティ委員会の審議を経て定めた対策推進計画に基づく情報セキュリティ対策を適切に実施した。 ○「情報セキュリティ講話」を開催し、最新の話題をもとに情報セキュリティに関する理解の浸透に努めた。 ○情報セキュリティ対策の自己点検についても、実施率 100% を達成した。また、英語版でも実施しており、情報セキュリティ対策の重要性が全所員により一層浸透するよう努めた。 ○報告まで含めた訓練により、攻撃メール判断力を向上させるとともに、開封後の対応も訓練できている。 ○CSIRT 体制として関係部署を含めた実践的訓練を実施することで、CSIRT の全体の流れを関連部署間で共有し、手順書の見直しにも生かしている。また、NCO が主催する CSIRT 研修に参加し、理論面、実践面から CSIRT として体制を強化	<table><tr><th>評価</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。</td></tr><tr><td colspan="2">＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・情報セキュリティに関する所員教育、システムの改善などを継続的かつ精力的に実施しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。</td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。		＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・情報セキュリティに関する所員教育、システムの改善などを継続的かつ精力的に実施しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。	
評価	B								
＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。									
＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・情報セキュリティに関する所員教育、システムの改善などを継続的かつ精力的に実施しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。									

	・各種外部公開サーバに対し、脆弱性診断ツールによる脆弱性診断を実施。情報セキュリティ監査を実施、指摘項目について適切に対応。 ・USB 接続デバイスの棚卸しを行い適正に管理。 ・セキュリティログ監視について、ファイアウォール、AD サーバ、DNS サーバ、ファイルサーバ、BOX、EDR を監視対象として、外部委託の SOC（24 時間 365 日体制でサイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイス等を行う組織：Security Operation Center）にてアラートの分析を実施。 ・令和 7 年度の政府統一基準ガイドライン改訂に合わせて、セキュリティ実施手順の改定案等を作成。 ・データガバナンス強化のため、アンケートやクラウドサービスセキュリティ診断を行い、対処が必要な課題の洗い出しを実施。 （2）個人情報等の管理体制の整備 ・保有個人情報等を取り扱う職員の指定や体制整備を進めた。 ・保有個人情報等の取扱いに従事する職員等（対象 1,125 人）に対し、保有個人情報等保護研修を実施（受講率 99%）。	できている。 ○情報セキュリティ内部監査及び臨時外部監査において指摘された事項についても適正に対応しセキュリティ対策を行っていることにより安定運用体制が確立できている。 ○脆弱性診断回数を増加することにより、新たに公表された脆弱性対策を早期に実施できている。 ○USB 接続デバイスの棚卸のほか、オフライン端末の利用状況調査や、遠隔拠点のネットワーク状況やサポート終了機器の確認を実施し、適正管理に努めた。 ○複数ログを組み合わせることで、より適切な監視をするとともに、監視内容の見直しも適切に実施できている。また、EDR等の専門性の高い運用が求められるシステムも専門家の力を借りることで、適切な運用ができている。 ○政府統一基準ガイドラインの改定に合わせて適切に管理文書の更新が実施できている。 ○情報セキュリティ対策を含む内部統制全般の中でのデータガバナンスについて運用を想定しての環境整備を行なうことができた。 ○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等の管理、利用について、体制の整備を進めるとともに、e-ラーニング研修を実施し、保有個人情報の取扱いに関する周知を行った。その結果、個人情報等保護規程の目的である個人の権利利益の保護を的確に果たすことができた。							
4. ○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか ○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか	○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか ・令和 7 年度は研究本館Ⅰ研究 1 棟他スクラパー更新工事、研究本館Ⅲ化学物質管理区域空調（AC-5）更新工事、フロム R-22 空調設備省エネ化等更新整備工事、タイムカプセル棟冷凍設備更新工事が完了した。 ・令和 7 年度補正予算による研究本館Ⅰ研究 2 棟スクラパー更新工事、共通設備棟ターボ冷凍機 2 台省エネ化等更新整備工事を令和 8 年度に発注する計画。 ・入札不調を回避するため、他法人（独立行政法人研究機関）の状況を確認しつつ、実勢価格を反映出来る見積活用方式を、積算方式に取り入れた。 ・老朽化対策をはじめとした各種施設の整備工事等の増加やマスタープランの理念に資するべく、引き続き、必要な技術者の確保に向けて取り組み、1 名を採用した。	○関連予算を活用し、施設・設備の維持管理を適切に行った。 ○研究施設の保守管理については、消防設備の更新等を計画的に進めることができた。 ○発足当初の建物は既に 50 年が経過し、法定耐用年数と同程度の状況でもあることから、中長期計画に基づく、老朽化対策としての改修・更新工事を適切に実施した。 ○施設整備が着実に進められるよう、速やかに実勢価格を積算へ取り入れるなど、入札不調を回避するための対応をとることができた。 ○つくば本構マスタープランの理念を基に、ZEB 化を踏まえた検討を進めており、具体的には光熱費の大幅な削減や快適性と生産性向上等を基本設計に反映させ、2050 年カーボンニュートラルに資する新研究本館建設を目指している。	<table><tr><th>評価</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。</td></tr><tr><td colspan="2">＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・適正かつ合理的な施設・設備運営の努力を継続しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。</td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。		＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・適正かつ合理的な施設・設備運営の努力を継続しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。	
評価	B								
＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。									
＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・適正かつ合理的な施設・設備運営の努力を継続しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。									

		○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか ・スペース課金制度により真に必要なスペースの規模、利用頻度の少ない機器・物件の整理・効率化の可能性を検討し、スペースの有効利用を促進。（スペース課金制度により、スペースの再配分（181㎡）を実施し、効率的な利用を促進。）	○スペースの効率的な利用を推進し、その遂行について着実に実施することができた。		
	5. ○健康管理は適切に実施されているのか ○作業環境は適切に確保されているのか ○所内教育は適切に実施されているか	○健康管理は適切に実施されているのか ・メンタルヘルス対策は、専門医療機関等によるカウンセリング及び臨床心理士による相談等の体制を整備。 ・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを全所員に実施（受検率 94.0%）し、受検後の結果通知や高ストレスと評価された者から申し出があった際の面接指導等を実施。 ・労働安全衛生法で定められた定期健康診断等の実施（受診率 99.9%）。 ・診断結果について産業医の意見を聴き、健康リスクが高い者に対する個別の保健指導等を実施。 ○作業環境は適切に確保されているか ・労働安全衛生法に基づき、作業環境測定を実施したほか、リスクアセスメントの実施と、実験室の巡視による作業環境に関する指導を徹底。 ・電離放射線防止法規則に基づき、放射線管理区域の作業環境測定を実施したほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定及び空間放射線量測定を実施。 ○所内教育は適切に実施されているか ・メンタルヘルスセミナーを実施（受講率：管理職向け 100%）。セミナーは対面と e-ラーニング併用で実施。 ・職場における事故発生や健康障害の防止等のため各種セミナー、教育訓練を適切に実施。 ・消防計画及び地震初動対策マニュアルに基づき、人工衛星を利用	○ストレスチェックについては、受検率が低下しないよう適切な受検案内を心掛け、良好な受検率を維持できた。受検後の結果通知及び高ストレスと評価された者からの申し出があった際の面接指導等も滞りなく実施できた。 また、努力義務である集団集計・分析についても、職場環境改善につなげる観点から主体的に実施し、全国平均や職場特性を踏まえた資料により、各ユニット長へフィードバックした。 ○化学物質の取扱者に対して、職場巡視等をとおして有害業務に従事する場合の特殊健康診断の周知徹底に努めた。 ○労働安全衛生法で定められた健康診断のほか、行政による指導勧奨に基づく健康診断等の実施とともに、同法で努力義務とされている二次検査の受診勧奨も行った。さらに、産業医と看護職による保健指導も実施し、特に健康リスクがハイリスクである者については、適切に医療機関を受診させるなど、職員の健康維持及び増進が図られ、業務の有効性を向上させた。 ○労働安全衛生法に基づく作業環境測定を実施し、適切な作業環境の確保に努めた。 ○労働安全衛生法及び関連規則の改正を受け、作業環境測定及び化学物質のリスクアセスメントに基づく、ばく露低減措置を実施し、作業環境の安全確保に努め、安定的な業務運営を図った。 ○放射線管理区域の作業環境測定の実施のほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定及び空間放射線量を測定し、所員の安全な環境の確保に努めた。 ○メンタルヘルスセミナーについて、集合形式とオンライン形式に加え、開催日に参加できない職員のために e-ラーニングを用意し、柔軟に受講できる環境を引き続き整えた。 ○各種セミナーの見直しや教育訓練等を適切に実施し、職場における事故発生や健康障害の防止等に努めた。 ○人工衛星を使った高速インターネット通信サービスの活	評価 B	＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・所員の健康・安全に関する業務を適切に遂行しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・高ストレス者に対する面接指導等が適切に行われていると認められる。

		した高速インターネット通信サービスの活用等の工夫を取り入れた地震・火災総合訓練を実施。 ・主要な大型施設と老朽化している本館の電気設備の安全点検を実施し、事故のリスクがある箇所については是正措置を行い、実験室等の管理者指導等を実施。	用、火災発生場所や避難場所からの中継による訓練状況の共有を行う等の工夫を行った。 ○社会状況に応じた感染拡大防止対策を講じ、業務に支障を来す感染拡大を防いだ。	
	6. ○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか	○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか ・グリーン調達を実施する他、節電アクションプランに基づき、研究計画との調整を図りつつ、夏期のピークカットとともに通年での節電に取り組んだ結果、平成 22 年度比で夏期の電力消費量は 70.1%、ピーク電力は 69.7%に抑制し、通年での電力量も 73.4%に抑制。電力・ガスのエネルギー消費量は、平成 25 年度比で 78.5%にまで削減。再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達したことに加え省エネ対策の推進により CO2 排出量は平成 25 年度比 74.3%と大幅に削減。 ・環境配慮に関する基本方針における各種基本方針に基づき、電気・ガス・上水の節約、廃棄物等の排出抑制・減量化のための会議のペーパーレス化、化学物質管理システムを活用した適切な管理や、労働安全衛生セミナーを行うことにより職員教育を着実に実施。 ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画に準じた実行計画を策定し、2030 年までに達成すべき 5 つの個別対策の目標（太陽光発電・電動車・LED 証明導入、新築建築物の ZEB 化、再生可能エネルギー電力調達）と具体的措置を定め、取組を推進。 ・「生物多様性の保全に関する基本方針」に基づき策定した、緑地等の保全区域や緑地等の改変を伴う事業を実施するに際してのルールに基づき、所内関係部署で協議・連携して、生物多様性に配慮した管理を行った。30by30（2030 年までに陸域・海域の 30%以上を健全な生態系として保全）目標達成に向けて令和 5 年度に環境省が設定した自然共生サイトへの認定を受け、令和 7 年度も「つくば生きもの緑地ネットワーク」等を通じた地域への働きかけや情報発信などの取組を実施。 ・「環境報告書」を作成・公表し、業務における環境配慮の取組・成果について積極的に発信。	○「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき適切に環境負荷の低減に取り組んだ。 ○節電アクションプランに基づく夏季の節電をはじめとした通年での取り組みにより、光熱水量の削減など省エネルギー対策を行うことができた。 また、再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達し、CO2 排出量を大幅に削減することができた。 ○ホームページ等の広報活動等を通じて一般市民に対しても廃棄物の減量化及びリサイクルを働きかけた。 処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については引き続き削減に努めたほか、分別により、循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図った。 また、産業廃棄物について、廃プラスチック、金属くず及びガラスは再生利用を図り、リサイクル率を高めることにより環境負荷への軽減に努めた。 ○太陽光発電の導入可能性検討、計画中の新棟の ZEB 化の議論を進めたほか、研究棟の改修に合わせた LED 照明への入れ替えや所用車リース契約更新に伴う電動車の導入を進めた。 ○職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行った。また、30by30（2030 年までに陸域・海域の 30%以上を健全な生態系として保全）目標達成に向けて、令和 5 年度に環境省が設定した自然共生サイトへの認定を受け、令和 7 年度も「つくば生きもの緑地ネットワーク」等を通じた地域への働きかけや情報発信などの取り組みを進めた。 ○業務における環境配慮の取り組み・成果についても積極的な発信を行った。令和 7 年度の環境報告書については、令和	評価 B
				＜評価に至った理由＞ 中長期計画、令和 7 年度計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・環境に配慮した業務運営に向けた努力を継続的に行っており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・フードバンクへの食品提供等、新たな取り組みがなされたことは評価できる。

			8 年 9 月に公表予定である。	
--	--	--	------------------	--

4. その他参考情報
—

項目別調書 No.	中長期目標	中長期計画	年度計画
1	1. 環境研究に関する業務 環境研究に関する業務については、第 5 期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。 （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 （2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 （3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 （4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 また、環境研究に関する業務を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる 6 つの分野（①～⑥）と長期的に体系化を目指す 2 つの分野（⑦、⑧）を設定する。環境研究の基盤として不可欠な環境計測は、各分野での研究と一体的・分野横断的に推進する。 なお、分野を超えた連携により取り組むべき課題への対応は、後述する戦略的研究プログラムで行う。 ① 地球システム分野 ② 資源循環分野 ③ 環境リスク・健康分野 ④ 地域環境保全分野 ⑤ 生物多様性分野 ⑥ 社会システム分野 ⑦ 災害環境分野 ⑧ 気候変動適応分野	1. 環境研究に関する業務 環境研究に関する業務(1)～(4)を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる 6 つの分野（①～⑥）と長期的に体系化を目指す 2 つの分野（⑦、⑧）を設定する。 ① 地球システム分野 ② 資源循環分野 ③ 環境リスク・健康分野 ④ 地域環境保全分野 ⑤ 生物多様性分野 ⑥ 社会システム分野 ⑦ 災害環境分野 ⑧ 気候変動適応分野 （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 （2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 （3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 （4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進	1. 環境研究に関する業務 環境研究に関する業務(1)～(4)を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる 6 つの分野（①～⑥）と長期的に体系化を目指す 2 つの分野（⑦、⑧）を設定する。 ① 地球システム分野 ② 資源循環分野 ③ 環境リスク・健康分野 ④ 地域環境保全分野 ⑤ 生物多様性分野 ⑥ 社会システム分野 ⑦ 災害環境分野 ⑧ 気候変動適応分野 （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 （2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 （3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 （4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進
1	（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、8 つの戦略的研究プログラム（気候変動・大気質、物質フロー革新、包括環境リスク、自然共生、脱炭素・持続社会、持続可能地域共創、災害環境、気候変動適応）を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム ④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム	（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年 5 月環境大臣決定）（以下、「推進戦略」という。）の重点課題を考慮しつつ、国際社会で持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）とパリ協定を踏まえた地球規模の持続可能性と、地域における環境・社会・経済の統合的向上の同時実現に向けた課題を解決すべく、統合的・分野横断的なアプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、マルチスケールに研究を推進する。特に気候危機問題に関しては、複数の関係プログラム（①⑤⑥⑧）で構成する「気候危機対応研究イニシアティブ」を設定して連携の下で一体的に推進する。研究成果に基	（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和 6 年 8 月環境大臣決定以下、「推進戦略」という。）の重点課題を考慮しつつ、国際社会で持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）とパリ協定を踏まえた地球規模の持続可能性と、地域における環境・社会・経済の統合的向上の同時実現に向けた課題を解決すべく、統合的・分野横断的なアプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、マルチスケールに研究を推進する。特に気候危機問題に関しては、複数の関係プログラム（①⑤⑥⑧）で構成する「気候危機対応研究イニシアティブ」を設定して連携の下で一体的に推進する。研究成果に基づき、気候危機に係る社会の関心に即した

	⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム	づき、気候危機に係る社会の関心に即した知見を創出し、発信する。また、複数のユニットにまたがる業務の管理に当たっては、管理責任者を置き、関係ユニット長と適宜連絡をとりながら進捗管理を行うものとする。 なお、戦略的研究プログラムのうち、気候変動適応研究プログラムについては、３．気候変動適応に関する業務の中で実施する。 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム ④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム	知見を創出し、発信する。また、複数のユニットにまたがる業務の管理に当たっては、管理責任者を置き、関係ユニット長と適宜連絡をとりながら進捗管理を行うものとする。 なお、戦略的研究プログラムのうち、気候変動適応研究プログラムについては、３．気候変動適応に関する業務の中で実施する。 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム ④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム
1	（２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて８つの研究分野（地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野）を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の(ア)～(ウ)の方針に基づき着実に実施することとする。 また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。加えて、令和７年度からは生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第３６号）に基づく水道整備・管理行政の移管を踏まえ、水道水その他の人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する調査研究について推進する。 なお、気候変動適応分野については、３．気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。 【重要度：高】 環境研究の各分野における基礎的調査・研究及び基盤整備等の取組は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。 （ア）先見的・先端的な基礎研究 今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な	（２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する政策的・学術的な源泉となるべき科学的知見の創出のため、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から政策のニーズに対応した実践的研究、学術・政策を支援する知的基盤の整備、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む基礎・基盤的取組を、各分野の下で連携も図りつつ体系的に実施する。具体的には、以下に類型される調査・研究・業務について取り組む。 (ア) 先見的・先端的な基礎研究 今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。 (イ) 政策対応研究 随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。 (ウ) 知的研究基盤整備 国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。	（２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する政策的・学術的な源泉となるべき科学的知見の創出のため、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から政策のニーズに対応した実践的研究、学術・政策を支援する知的基盤の整備、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む基礎・基盤的取組を、各分野の下で連携も図りつつ体系的に実施する。具体的には、以下に類型される調査・研究・業務について取り組む。 (ア)先見的・先端的な基礎研究 今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。 (イ)政策対応研究 随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。 (ウ)知的研究基盤整備 国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。

	学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。その際、推進戦略の重点課題である「環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用」がなされるよう配慮する。 （イ） 政策対応研究 随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。 （ウ） 知的研究基盤整備 国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。		
1	（３）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業については着実に推進する。 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業	（３）国の計画に基づき中長期計画期間を超えて実施する事業の着実な推進 国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業を着実に推進する。 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業	（３）国の計画に基づき中長期計画期間を超えて実施する事業の着実な推進 国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業を着実に推進する。 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業
1	（４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、更には地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第５期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）や統合イノベーション戦略 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。 ①中核的研究機関としての連携の組織的推進 研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、RA（リサーチアドミニストレーター）を含む連携推進機能の組織化を行い、対外的な連携・ネットワークの形成・維持・強化に取り組む。	（４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。これを受けて、国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や統合イノベーション戦略 2024（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。 ● 中核的研究機関としての連携の組織的推進 研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、対外的な連携・ネットワークの形成・維持を組織的に推進する。 ● 国内外機関及び関係主体との連携・協働	（４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。これを受けて、国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や統合イノベーション戦略 2024（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。 ● 中核的研究機関としての連携の組織的推進 研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、対外的な連携・ネットワークの形成・維持を組織的に推進する。 ● 国内外機関及び関係主体との連携・協働 ア． SDGs の達成や災害復興等の地域における課題解決や環境人材の育成に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら

	②国内外機関及び関係主体との連携・協働 SDGs の達成や災害復興等の地域における課題解決に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら、多様な関係主体との協働を推進するとともに、関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。また、国際標準的な試験評価手法の確立等に向けた国際機関の活動に積極的に参画し、研究所の能力を活かした貢献を果たす。 ③成果の社会実装 ・個別の研究成果については、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。 ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。 ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。 ・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資等の活用も図りつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。 これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究の成果の最大化とともにリソースの確保を図る。	ア. SDGs の達成や災害復興等の地域における課題解決や環境人材の育成に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO 等を含む多様な関係主体との協働を推進するとともにさらに関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。 イ. 国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動への貢献等に取り組む。 ウ. 他の国立研究開発法人、国立研究所の研究状況や成果状況を把握し、効率的な共同研究等の実施に努める。また、民間企業との連携・ネットワーク構築に努める。 エ. 環境研究における中核機関として、我が国全体の環境研究の水準の向上を図るとともに SDGs や地域循環共生圏に係る地域の環境研究拠点の役割の強化に貢献するため、地方公共団体、環境研究機関との共同研究・研究交流等に取り組む。 オ. 国内外の大学との連携を図りつつ、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成に取り組む。 カ. 国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組む。 ● 成果の社会実装 ア. 個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第 4 期中長期目標期間中と同程度の水準を目安として、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。 イ. 関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。なお、毎年度、研究分野ごとに政策貢献の状況を把握する。 ウ. データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。 エ. 知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。 オ. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資等の活用に向けて所内規程類の検討を進めつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。	ら、地方公共団体、NPO、NGO 等を含む多様な関係主体との協働を推進するとともにさらに関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。 イ. 国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動への貢献等に取り組む。 ウ. 他の国立研究開発法人、国立研究所の研究状況や成果状況を把握し、効率的な共同研究等の実施に努める。また、民間企業との連携・ネットワーク構築に努める。 エ. 環境研究における中核機関として、我が国全体の環境研究の水準の向上を図るとともに SDGs や地域循環共生圏に係る地域の環境研究拠点の役割の強化に貢献するため、地方公共団体、環境研究機関との共同研究・研究交流等に取り組む。 オ. 国内外の大学との連携を図りつつ、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成に取り組む。 カ. 国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組む。 ● 成果の社会実装 ア. 個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第 4 期中長期目標期間中と同程度の水準を目安として、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。 イ. 関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。なお、毎年度、研究分野ごとに政策貢献の状況を把握する。 ウ. データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。 エ. 知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。 オ. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資等の活用に向けて所内規程類の検討を進めつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。
--	--	---	--

2	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む。 ①環境情報の収集、整理及び提供 国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。 ・環境情報の理解を促進できるようにするため、他機関が保有する情報を含め、利用者が幅広い環境情報（1次情報）に容易に辿り着ける形式とした環境情報に関するメタデータについて、さらなる情報の充実を図る。また、スマートフォン対応を進め、利用者が求める環境情報を容易に入手できるよう情報提供の環境を整備する。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用しながら、利用者のニーズに応じて活用しやすい形で、ストーリーの要素も取り入れつつ、分かりやすく提供する。 また、市民からの環境情報の提供等双方向の環境情報の収集・提供を進めることも検討する。 ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。 ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。 ②研究成果の普及 国環研で実施した環境研究の成果について、幅広い層の国民の理解を増進し、社会との相互信頼関係の向上を図るため、以下の取組を通じて積極的な研究成果の普及を行う。 ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物、SNS等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ス	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 ① 環境情報の収集、整理及び提供 国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取り組みへの参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。 ・環境情報の理解を促進するため、他機関が保有するテキスト情報や画像データに関する情報を含め、サイト利用者が幅広い環境情報（一次情報）に容易に辿り着けるためのメタデータについて、年間 2,600 件の整備を目指す。また、環境技術の基本についてその背景・仕組みなどをわかりやすく解説する「環境技術解説」の内容を新たな情報や知見、関連コンテンツに合わせて改修し、利便性の向上を図る。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用し分かりやすく提供する。令和 7 年度においては、利用者が操作可能な図表とその解説を組み合わせた「ストーリーテリング」の手法や、表示データ切り替えや図表間の連携など ArcGIS の機能を活用した、各環境データ提供ページの改修を完了させ、さらなるコンテンツの充実化を図る。 ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。 ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。 ② 研究成果の普及 ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物（国環研 View を含む）、SNS 等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの全面改修を実施する。階層毎に異なっているデザインの統一をはじめ、サイトの閲覧目的に応じたメニュー構成を考慮しつつ、利用環境にかかわらず利用しやすいサイト構築を進める。	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 ① 環境情報の収集、整理及び提供 国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取り組みへの参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。 ・環境情報の理解を促進するため、他機関が保有するテキスト情報や画像データに関する情報を含め、サイト利用者が幅広い環境情報（一次情報）に容易に辿り着けるためのメタデータについて、年間 2,600 件の整備を目指す。また、環境技術の基本についてその背景・仕組みなどをわかりやすく解説する「環境技術解説」の内容を新たな情報や知見、関連コンテンツに合わせて改修し、利便性の向上を図る。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用し分かりやすく提供する。令和 7 年度においては、利用者が操作可能な図表とその解説を組み合わせた「ストーリーテリング」の手法や、表示データ切り替えや図表間の連携など ArcGIS の機能を活用した、各環境データ提供ページの改修を完了させ、さらなるコンテンツの充実化を図る。 ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。 ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。 ② 研究成果の普及 ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物（国環研 View を含む）、SNS 等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの全面改修を実施する。階層毎に異なっているデザインの統一をはじめ、サイトの閲覧目的に応じたメニュー構成を考慮しつつ、利用環境にかかわらず利用しやすいサイト構築を進める。 ・オープンサイエンスを推進するため、令和 3 年度より運用を
---	---	---	--

	スマートフォンページの改善等ホームページの機能強化に努める。 ・オープンサイエンスを推進するため、機関リポジトリ等を活用し、研究成果を蓄積し、利用しやすい形で提供するとともに、研究データのオープン化を促進する。 ・研究成果を発表するシンポジウムや施設の一般公開等のイベントにおいて、インパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察や見学、感染症等の影響にかかわらず実施可能なオンラインでの発信を通じて国環研及び研究活動への理解を深めることに努める。さらに各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元に努める。これらの取組において双方向的な対話の機会を設けることにより、社会の声を研究活動にフィードバックするとともに、社会との相互信頼関係の向上にも努める。	・ オープンサイエンスを推進するため、令和 3 年度より運用を開始した機関リポジトリにおいて過去の情報を含む研究成果を電子的な形態で集約、蓄積を進め、研究成果の利活用及び公開を推進する。 ・ 研究成果を発表する公開シンポジウムや施設の一般公開においてインパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察者や見学者の希望を把握し、研究活動に支障がないよう留意しつつ、わかりやすい説明に努める。さらに、研究所主催の各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を通じた社会貢献に努める。	開始した機関リポジトリにおいて過去の情報を含む研究成果を電子的な形態で集約、蓄積を進め、研究成果の利活用及び公開を推進する。 ・ 研究成果を発表する公開シンポジウムや施設の一般公開においてインパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察者や見学者の希望を把握し、研究活動に支障がないよう留意しつつ、わかりやすい説明に努める。さらに、研究所主催の各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を通じた社会貢献に努める。
3	3. 気候変動適応に関する業務 適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。 ① 気候変動適応推進に関する技術的援助 適応法第 11 条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。 都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策	適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には（１）及び（２）に掲げる活動を行う。 （１）気候変動適応推進に関する技術的援助 適応法第 11 条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。 都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地	適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には（１）及び（２）に掲げる活動を行う。 （１）気候変動適応推進に関する技術的援助 適応法第 11 条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。 都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会から

	定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。 加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。 ② 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務 気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。 以上①及び②に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。 【重要度：高】【困難度：高】 喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。また、気候変動適応は、幅広い事象を対象とし、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等の様々な条件を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため困難度が高い。	域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。 加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。 （2）気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務 気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。 以上（1）及び（2）に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。 【重要度：高】【困難度：高】	の求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。 加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。 （2）気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務 気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。 以上（1）及び（2）に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。【重要度：高】【困難度：高】
4	1. 業務改善の取組に関する事項 （1）経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。 （2）人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。	1. 業務改善の取組に関する事項 （1）経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費（「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。）のうち、業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、昨今の物価高騰や円安等の経済情勢を踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。 （2）人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した	1. 業務改善の取組に関する事項 （1）経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費（「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。）のうち、業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、昨今の物価高騰や円安等の経済情勢を踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。 （2）人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改

	（３）調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 また、更なる合理化を図るため、調達手続き等の電子化を進める。 ２．業務の電子化に関する事項 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 年 9 月 10 日、デジタル社会推進会議幹事会決定）等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 （１）国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。 （２）業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。 （３）デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web 会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等においての業務継続に資する環境を提供する。	給与規定の改正を行い、その適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。 （３）調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、国立研究開発法人特例随意契約による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、経済的で適正な契約手続きの徹底を図る。また、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 ２．業務の電子化に関する事項 「国の行政の業務改善に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 年 9 月 10 日デジタル社会推進会議幹事会決定）、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化や情報システムの適切な整備および管理を図るため、以下の取組を行う。 （１）PMO（Portfolio Management Office）活動の一環として、個別プロジェクトの改善を関係部署と調整しながら進める。令和 7 年度はデジタル統括アドバイザーを中心に PJMO（Project Management Office）の活動を支援する。企画・支援部門（管理部門）が運用し、全所的に利用されている「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。令和 7 年度は、財務会計システムの更改及び購買システムの導入に向け、両システムの構築を適切に実施する。 （２）業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、随時必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。 （３）デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web 会議、クラウドストレージの利活用を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減やテレワークによる働き方改革及び感染症影響下等においての業務継続に資するため、所内外を問わず安全に利用できる業務環境を提供する。	正を行い、その適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。 （３）調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、国立研究開発法人特例随意契約による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、経済的で適正な契約手続きの徹底を図る。また、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 ２．業務の電子化に関する事項 「国の行政の業務改善に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 年 9 月 10 日デジタル社会推進会議幹事会決定）、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化や情報システムの適切な整備および管理を図るため、以下の取組を行う。 （１）PMO（Portfolio Management Office）活動の一環として、個別プロジェクトの改善を関係部署と調整しながら進める。令和 7 年度はデジタル統括アドバイザーを中心に PJMO（Project Management Office）の活動を支援する。企画・支援部門（管理部門）が運用し、全所的に利用されている「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。令和 7 年度は、財務会計システムの更改及び購買システムの導入に向け、両システムの構築を適切に実施する。 （２）業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、随時必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。 （３）デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web 会議、クラウドストレージの利活用を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減やテレワークによる働き方改革及び感染症影響下等においての業務継続に資するため、所内外を問わず安全に利用できる業務環境を提供する。
--	---	---	---

5	第 5 財務内容の改善に関する事項 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。 第 4 の 1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。 （1）バランスのとれた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第 3 の 1.（4）や第 3 の 2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的な外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。 （2）保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。	第 3 財務内容の改善に関する事項 第 2 の 1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。 （1）バランスの取れた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な執行に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても、全体として第 4 期中長期目標期間中と同程度の水準を目安として、引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的な外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であると確認できることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援の体制整備を進める。 （2）保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。 第 4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1. 予算計画 2. 収支計画 3. 資金計画	第 3 財務内容の改善に関する事項 第 2 の 1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。 （1）バランスの取れた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な執行に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても、全体として第 4 期中長期目標期間中と同程度の水準を目安として、引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的な外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であると確認できることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援の体制整備を進める。 （2）保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。 第 4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1. 予算計画 2. 収支計画 3. 資金計画
6.	1. 内部統制の推進 （1）内部統制に係る体制の整備 理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「国立研究開発法人国立環境	2. 人事の最適化 （1）優れた人材の確保 科技イノベ活性化法第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や RA を含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化の促進を図る。 （2）若手研究者等の能力の活用 科技イノベ活性化法第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成 23 年 2 月 3 日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取り組みを一層推進する。また、人的資源の最	2. 人事の最適化 （1）優れた人材の確保 科技イノベ活性化法第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や RA を含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化の促進を図る。 （2）若手研究者等の能力の活用 科技イノベ活性化法第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成 23 年 2 月 3 日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取り組みを一層推進する。また、人的資源の最適配置を行う

	研究所における業務の適正を確保するための基本規程」（平成 27 年 4 月 1 日、平 27 規程第 1 号）及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。 （２）コンプライアンスの推進 「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成 22 年 9 月 8 日 国環研決定）に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。 研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（平成 18 年 9 月 11 日 平 18 規程第 22 号）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」（平成 19 年 9 月 12 日平 19 規程第 17 号）等に基づき、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。 （３）PDCA サイクルの徹底 業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。 （４）リスク対応のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえ体制等を整備する。 ２．人事の最適化 （１）優れた人材の確保 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や RA も含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。 （２）若手研究者等の能力の活用 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24	適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。 （３）企画・支援部門（管理部門）の能力向上 「事務系職員採用・育成に関する基本方針」（平成 31 年 4 月 1 日国環研決定）に基づき、主体性、協調性および専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。また、個人の資質、能力および適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。加えて、企画・支援部門のうち特に研究支援を担当する部門の体制強化が喫緊の課題であることに鑑み、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。 （４）適切な職務業績評価の実施 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。 ３．セキュリティ対策等の推進 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等を踏まえ、以下の取組を行う。 （１）情報セキュリティ対策の推進 複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストを適用した不正通信の監視強化等に取り組む。また、e-ラーニングや体験型講習等を活用した教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT 資産管理の徹底を図る。さらに、データガバナンス強化策検討から見えた課題、重要な機密性 2 情報の取扱制限策等を検討し、業務 の安全性、継続性を確保する （２）個人情報等の管理 個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、当該情報等を取り扱う職員等及びその役割を指定するとともに、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。 ４．施設・設備の整備及び管理運用	ほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。 （３）企画・支援部門（管理部門）の能力向上 「事務系職員採用・育成に関する基本方針」（平成 31 年 4 月 1 日国環研決定）に基づき、主体性、協調性および専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。また、個人の資質、能力および適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。加えて、企画・支援部門のうち特に研究支援を担当する部門の体制強化が喫緊の課題であることに鑑み、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。 （４）適切な職務業績評価の実施 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。 ３．セキュリティ対策等の推進 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等を踏まえ、以下の取組を行う。 （１）情報セキュリティ対策の推進 複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストを適用した不正通信の監視強化等に取り組む。また、e-ラーニングや体験型講習等を活用した教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT 資産管理の徹底を図る。さらに、データガバナンス強化策検討から見えた課題、重要な機密性 2 情報の取扱制限策等を検討し、業務 の安全性、継続性を確保する （２）個人情報等の管理 個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、当該情報等を取り扱う職員等及びその役割を指定するとともに、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。 ４．施設・設備の整備及び管理運用 （１）良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改
--	--	---	---

	条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成 23 年 2 月 3 日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。 また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。 さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。 （３）管理部門の能力向上 「事務系職員採用・育成に関する基本方針」（平成 31 年 4 月 1 日国環研決定）に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。 また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。 さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。 （４）適切な職務業績評価の実施 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。 また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。 ３．情報セキュリティ対策等の推進 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を行う。 （１）情報セキュリティ対策の推進 複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストの適用に取り組む。従来からの通信ログ監視を継続しつつ、出張や自宅就業等の所外からの利用等、多様な利用形態に対応するセキュリティ対策として、クラウドを活用した監視やエンドポイントセキュリティの強化により、所内外を問わず被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。また教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT 資産管理の徹底を図る。 さらに、震災等の非常時対策を確実に行うことにより、業務の安全性、継続性を確保する。 （２）個人情報等の管理体制の整備	（１）良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。このほか、新たに発生した課題に対応した施設整備を行う。また、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。 （２）研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分方法を見直すなどの他、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館」の基本設計が完成したため、今後は実施設計に着手するとともに準備工事等を進める。また、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。 ５．安全衛生管理の充実 勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取り組みを行う。 （１）定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。 （２）人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定や化学物質リスクアセスメント制度の適切な実施など、職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練など各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。 我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」（平成 19 年 4 月 1 日国環研決定）や「国立研究開発法人国立環境研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 5 年 9 月 28 日国環研決定）、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」等に基づき、以下の事項など自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。 （１）物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を 100%調達する。また、できる限り環境	修・保守管理に努める。このほか、新たに発生した課題に対応した施設整備を行う。また、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。 （２）研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分方法を見直すなどの他、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館」の基本設計が完成したため、今後は実施設計に着手するとともに準備工事等を進める。また、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。 ５．安全衛生管理の充実 勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取り組みを行う。 （１）定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。 （２）人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定や化学物質リスクアセスメント制度の適切な実施など、職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練など各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。 我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」（平成 19 年 4 月 1 日国環研決定）や「国立研究開発法人国立環境研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 5 年 9 月 28 日国環研決定）、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」等に基づき、以下の事項など自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。 （１）物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を 100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。 （２）エネルギー価格の高騰を受け、更なる省エネルギー対策を推進する。研究活動の進展に伴う増加要因を踏まえつつ、エネルギー消費の大きい恒温恒湿空調などの効率的且つ計画的な運
--	--	---	---

	個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備等を行うことにより、安全で適切な管理を確保する。 ４．施設・設備の整備及び管理運用 良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。 また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を見直す等の他、平成 30 年度に策定したつくば本構キャンパスマスタープランの理念を基に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、より具体的な整備計画を立て、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。 ５．安全衛生管理の充実 勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。 （１）定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。 （２）人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。 ６．業務における環境配慮等 我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」（平成 19 年 4 月 1 日国環研決定）や「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）等に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。 また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。 （２） エネルギー価格の高騰を受け、更なる省エネルギー対策を推進する。研究活動の進展に伴う増加要因を踏まえつつ、エネルギー消費の大きい恒温恒湿空調などの効率的且つ計画的な運転管理等を行うことにより、エネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスの削減を加速させる。また、再生可能エネルギー比率 100%の電力の調達をはじめ、導入可能な再生可能エネルギーを積極的に検討し、コスト面を考慮しつつ導入を図る。 （３） 上水使用量については、所内の給水装置を調査し、可能な限り節水機器の導入を図ることで一層の使用量削減を目指す。 （４） 廃棄物の適正管理を進めるとともに、廃棄物発生量については、リユースの一層の推進を図るため、徹底した廃棄物の分別に努め一層の廃棄物発生量の削減を目指す。 （５） 施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の適正な使用・管理、通勤に伴う環境負荷低減の取組を奨励する等自主的な環境配慮の推進に努める。 （６） 構内の緑地等を地域の自然環境の一部と位置付け、職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行う。 （７） 業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を取りまとめ環境報告書として公表する。 （８） また、国環研では国民の環境保全に対する関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動へ理解を増進するため、研究活動・研究成果の積極的な発信に努めることとしているが、更に国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についても同様に積極的な発信に努める。	転管理等を行うことにより、エネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスの削減を加速させる。また、再生可能エネルギー比率 100%の電力の調達をはじめ、導入可能な再生可能エネルギーを積極的に検討し、コスト面を考慮しつつ導入を図る。 （３） 上水使用量については、所内の給水装置を調査し、可能な限り節水機器の導入を図ることで一層の使用量削減を目指す。 （４） 廃棄物の適正管理を進めるとともに、廃棄物発生量については、リユースの一層の推進を図るため、徹底した廃棄物の分別に努め一層の廃棄物発生量の削減を目指す。 （５） 施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の適正な使用・管理、通勤に伴う環境負荷低減の取組を奨励する等自主的な環境配慮の推進に努める。 （６） 構内の緑地等を地域の自然環境の一部と位置付け、職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行う。 （７） 業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を取りまとめ環境報告書として公表する。 （８） また、国環研では国民の環境保全に対する関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動へ理解を増進するため、研究活動・研究成果の積極的な発信に努めることとしているが、更に国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についても同様に積極的な発信に努める。
--	---	---	---